

# 我孫子市下水道事業年報

令和5年度版



建設部下水道課



# 目 次

<b>I 概 要</b>	
1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ .....	1
2. 下水道の役割 .....	1
3. 下水道の種類と仕組み .....	2
(1) 下水道の種類 .....	2
(2) 下水道の仕組み .....	2
4. 下水道と排水設備 .....	4
<b>II 事業計画</b>	
1. 下水道計画の概要 .....	5
2. 下水道施設の計画基準 .....	5
3. 下水道事業拡張の経緯 .....	6
(1) 流域関連公共下水道 .....	6
(2) 単独公共下水道 .....	8
4. 社会資本総合整備計画 .....	11
<b>III 整備状況</b>	
1. 下水道施設の整備状況 .....	25
(1) 令和5年度末整備状況 .....	25
(2) 令和5年度主要な建設・改良事業 .....	25
(3) 令和5年度建設・改良工事の概況 .....	26
(4) 整備面積（汚水） .....	28
(5) 整備面積（雨水） .....	29
(6) 整備延長（汚水） .....	32
(7) 整備延長（雨水） .....	33
<b>IV 維持管理</b>	
1. 下水道施設の維持管理状況 .....	41
(1) 管路施設 .....	41
(2) マンホールポンプ施設 .....	42
(3) 雨水ポンプ場 .....	42
(4) 汚水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕 .....	42
2. 下水道施設の老朽化対策 .....	43
(1) 我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画 .....	43
<b>V 水洗化普及</b>	
1. 水洗化普及促進事業の概要 .....	45
(1) 下水道排水設備指定工事店制度 .....	45
(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度 .....	45
(3) 普及啓発活動 .....	45
(4) 令和5年度末普及状況 .....	45
2. 排水設備設置申請状況 .....	46
3. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況 .....	46
4. 普及状況 .....	47

<b>VI 財 政</b>	
1. 下水道財政の概要	49
(1) 財源のしくみ	49
(2) 財源説明	49
2. 下水道使用料	50
(1) 使用料の概要	50
(2) 使用料金の変遷	50
(3) 使用料の調定状況	51
3. 受益者負担金	52
(1) 受益者負担金の概要	52
(2) 受益者負担金納入状況	52
4. 下水道事業の財政運営	53
(1) 令和5年度決算状況	53
(2) 収益的収支表	54
(3) 資本的収支表	55
(4) 損益計算書	56
(5) 費用構成及び汚水処理原価・使用料単価	57
(6) 貸借対照表	58
(7) 固定資産明細書	59
(8) 企業債償還表	61
(9) 経営分析	63
<b>VII 災害対策</b>	
1. 下水道施設の地震対策	65
(1) 我孫子市下水道総合地震対策計画	65
(2) 令和5年度末地震対策実施状況	65
(3) 耐震化実施状況	66
2. 下水道事業業務継続計画	70
3. 災害協定	71
<b>VIII 組織及び人員</b>	
1. 建設部下水道課・治水課の構成	73
2. 事務分掌	74
<b>資料</b>	
1. 令和5年度末整備状況	77
2. 年度別整備状況	78
(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口	78
(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況	79
(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況	80
(4) 特定環境保全公共下水道整備状況	81
3. 年度別事業費	82
4. 排水基準項目	84
5. 特定施設一覧	85
6. 下水道使用料早見表	87
<b>用語</b>	
用語の説明	89

# I 概 要



## 1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和42年から45年にかけて行われた湖北台団地（日本住宅公団）の造成に伴って、単独公共下水道（計画面積144ha、計画人口22,000人）の建設に着手したことに始まりました。

首都圏30km圏内という地理的条件は、手賀沼湖畔の若松団地を初めとして、各所で数多くの開発をもたらし、大規模な開発区域内には地域下水処理施設が設置されました。この頃から、都市化による人口の増加や生活様式の変化により、それまでの自然体系が影響を受け、排水の流末となっている手賀沼が著しく汚染され始めました。

こうした状況に対応すべく本市では、昭和44年に都市計画課内に下水道係〔昭和46年4月1日より下水道課〕を設置すると共に、下水道施設の適切な管理と運営を図るため、下水道条例を制定しました。

手賀沼が、公害対策基本法〔現在は環境基本法（平成5年法律第91号）〕に基づき水質汚濁に係る環境基準区域に指定されたのを契機に、千葉県では手賀沼流域下水道計画を策定、昭和47年3月に事業に着手し、昭和56年4月に手賀沼終末処理場の一部供用を開始しました。

本市も、手賀沼流域下水道計画で手賀沼沿いに位置づけられた手賀沼北部幹線に接続すべく手賀沼流域関連公共下水道計画を策定、昭和48年2月に我孫子地区の290haについて事業に着手し、昭和56年4月に51haを供用開始する運びとなりました。この頃から手賀沼流域関連公共下水道事業は一段と本格化し、随時整備区域の拡大が図られました。平成5年7月には、単独公共下水道として整備された湖北台団地は流域関連公共下水道へ編入されました。

平成8年に、千葉県では更に生活環境の改善に寄与するため、手賀沼流域下水道計画に利根川側の手賀沼北部第二幹線を追加し、建設に着手しました。

本市では、千葉県の手賀沼流域下水道事業計画変更（第25次）に合わせ、令和6年2月に手賀沼流域関連公共下水道事業計画変更（第18次）を行い、1,654haの地域において整備を進めています。

また、本市の公共下水道事業は、令和2年4月1日に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。人口減少や施設の老朽化等、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため、経営成績や財政状態などの経営状況について財務諸表を用いてよりの確に把握したうえで、効率的・効果的に事業を進めていきます。

## 2. 下水道の役割

### 周辺環境の改善

生活排水や工場等の産業活動によって排出される汚水が、速やかに排除されず、都市内に停滞すると、悪臭の発生源となることはもとより、蚊や蠅の発生をまねき、感染症の発生の可能性が増大します。下水道はこうした居住環境を向上させるために、欠くことのできない施設です。

### 便所の水洗化

都市においては、従来の汲取り便所は、収集運搬時の臭気等のため、個々の家庭のみならず、周囲に不快感を与えます。そのうえ感染症の媒体となる蚊や蠅の温床ともなり、非衛生的です。

下水道が整備されることにより、便所の水洗化が可能となり、衛生的で快適な生活を送れるようになります。し尿は、台所の流し水や洗濯水などの他の汚水とともに、下水道管を流れて下水処理場で効果的に処理されます。

### 水質の保全

下水道は、汚水の収集、運搬、処理を一括して行うことから、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与します。

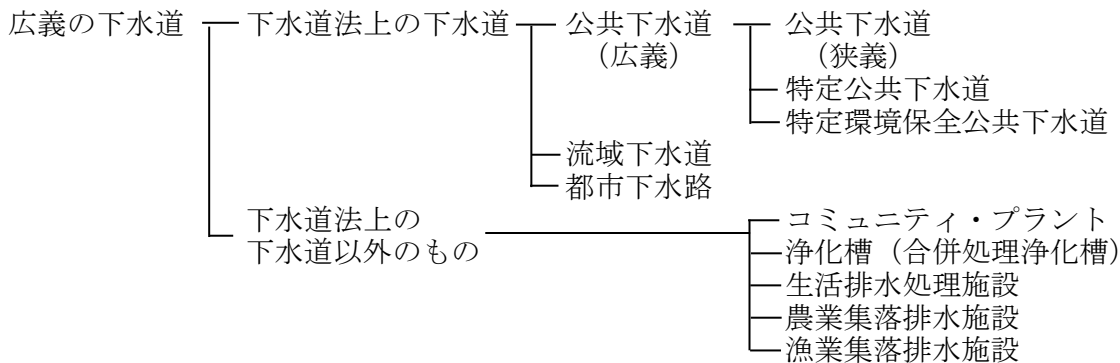
### 浸水被害の防除

雨水管やポンプ場を整備し、道路や宅地に降った雨を速やかに排水することで、浸水被害から街を守ります。

### 3. 下水道の種類と仕組み

#### (1) 下水道の種類

下水道は下水道法により、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類に分けられます。



#### ① 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。そのうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続しているものを流域関連公共下水道と呼びます。

#### ② 特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種で、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に整備する下水道です。

#### ③ 流域下水道

2以上の市町村の区域にわたる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の管渠が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から構成されています。

#### ④ 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開渠を原則とします。

#### (2) 下水道の仕組み

下水道は、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする基盤的な施設であり、排水設備・管渠・ポンプ場・処理場から構成されています。

下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。

#### ① 排水設備

排水設備は、台所・風呂場・水洗便所等から生じた汚水や宅地内に降った雨を、管渠に流入させるための施設で、土地・建物等の所有者が設置するものです。

#### ② 管渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場などから排出された汚水や雨水を収集し、ポンプ場・処理場に運搬する役目を果たしています。その途中には清掃、点検等のための多数のマンホールを設けています。

#### ③ ポンプ場

ポンプ場は、管渠で自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水し順次送水する汚水中継ポンプ場と、大雨の時に浸水災害を防止するため雨水を河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがあります。

#### ④ 処理場

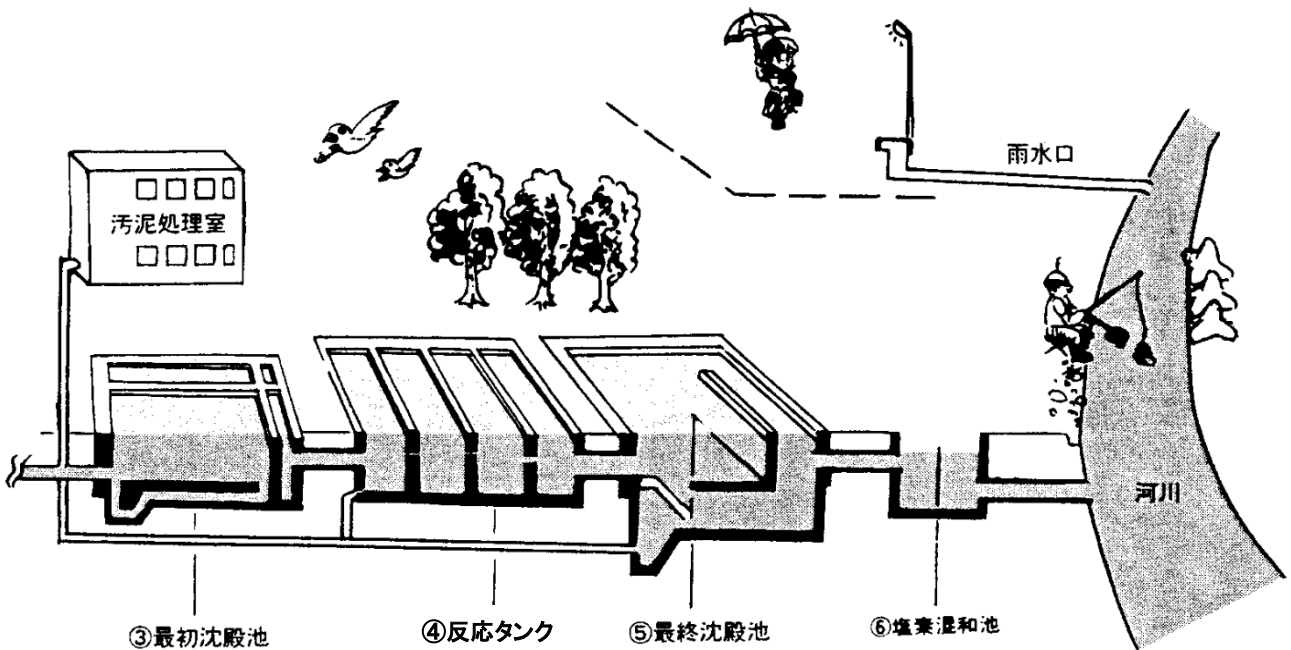
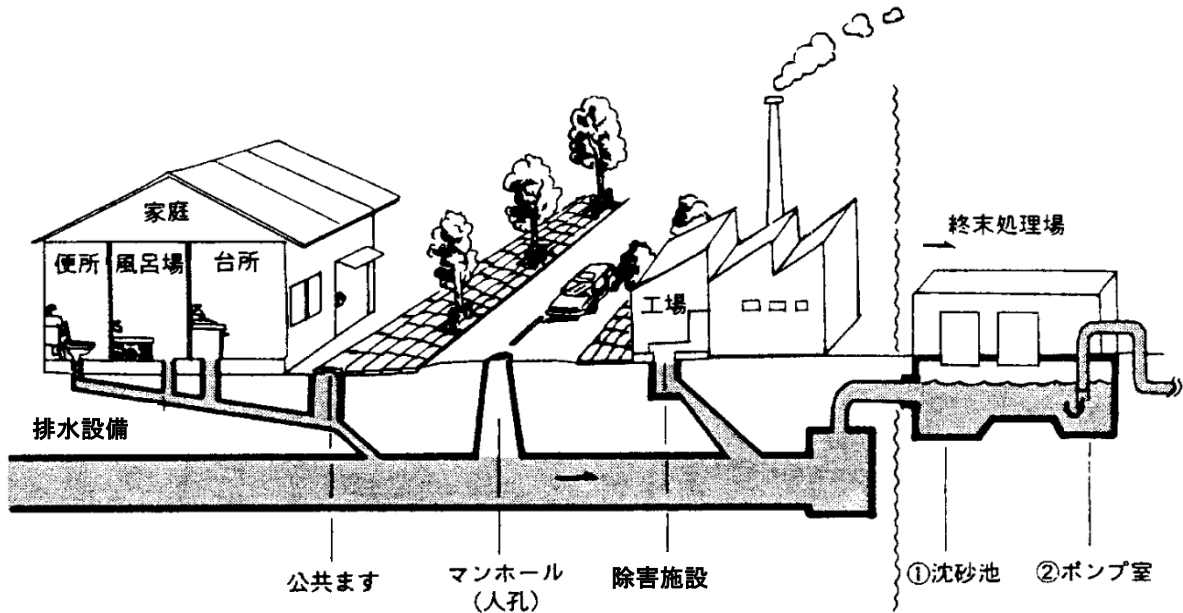
処理場は、管渠により集められた下水を、きれいな水にするための施設であり、その処理過程は、先ず下水に含まれるゴミや土砂類を沈砂池で沈降させた後、ゆるやかに最初沈殿池に流し、固形物を除去します。

次に、反応タンクで生物処理法（微生物）により残っている有機物を分解し沈みやすくして、最終沈殿池で汚泥として沈殿させたうえ、上澄水を塩素滅菌して海などに放流します。

また、沈殿池から発生した汚泥は、濃縮及び脱水更に焼却等により減量化を図り処分します。



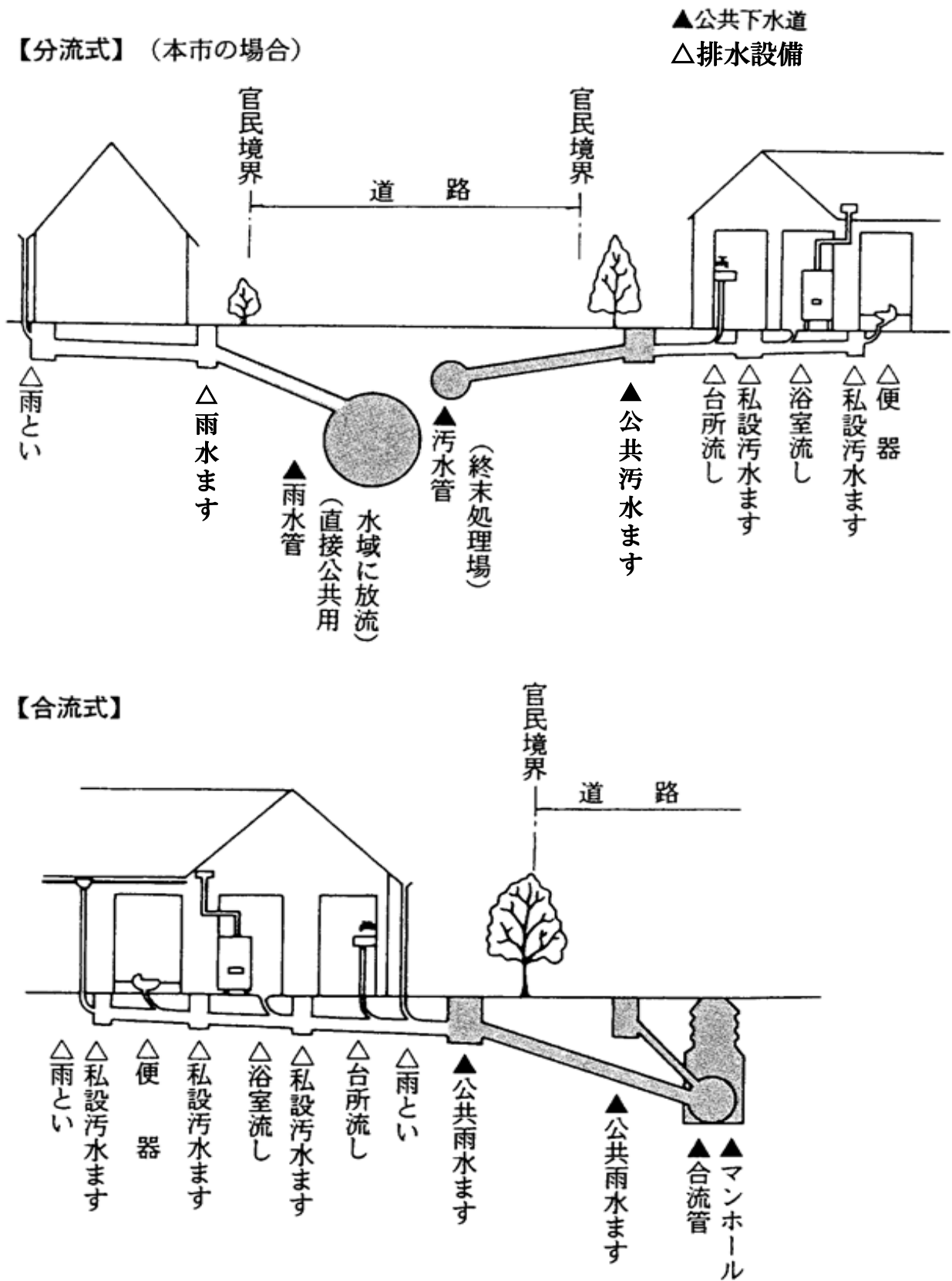
下水道（污水）は、一般に污水管渠、中継ポンプ場及び污水を生物化学的に処理する終末処理場からなっています。



- ① 沈砂池 処理場に入ってきた污水の土砂を沈め、ごみを取り除きます。
- ② ポンプ室 污水を最初沈殿池へ送ります。
- ③ 最初沈殿池 この池では、污水に混じった比較的粗いごみや汚泥を沈殿させます。
- ④ 反応タンク 空気と活性汚泥を下水に混入して、微生物の作用で、溶解している有機物を沈殿しやすい状態にします。
- ⑤ 最終沈殿池 沈殿しやすくなった汚泥を沈殿させ、上澄水はほぼ無色透明な水となります。
- ⑥ 塩素混和池 処理された水を塩素で滅菌して河川等に放流します。

#### 4. 下水道と排水設備

公共下水道と排水設備の区分（管理区分）は下図のとおりです。（排水設備については個人管理となります。）



## Ⅱ 事業計画



## 1. 下水道計画の概要

下水道は、海や川、湖沼などを私たちの生活排水で汚してしまうのを防ぐなど、快適な都市生活環境づくりに欠かすことができません。

本市では、手賀沼の水質改善や市民の生活環境の向上を目的として、上位計画の印旛沼、手賀沼流域別下水道整備総合計画（現在、利根川流域別下水道整備総合計画として千葉県が策定）及び手賀沼流域下水道計画に基づいて、昭和47年度に我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画を策定しました。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道全体計画は、計画区域2,281ha、計画人口205,000人でありましたが、令和5年度に見直しを行い、現在は計画区域2,334ha、計画人口133,700人です。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道事業計画は、計画区域290ha、計画人口31,695人でありましたが、事業の進捗に併せて随時見直しを行い、現在は計画区域1,654ha、計画人口126,000人です。

## 2. 下水道施設の計画基準

項目	採用値	説明
下水排除方式	分流式	下水道の排除方式には分流式と合流式とがあり、古くから下水道の整備を始めた東京等の大都市は合流式によって計画されてきました。しかし、昭和45年に下水道法が改正され、下水道は単に市街地の環境整備、浸水防止を図るという目的にとどまらず公共用水域の水質保全という重要な機能を担うようになり、分流式が採用されるようになりました。本市における下水道計画では、河川、湖沼等の水質汚濁防止及び上位計画との整合を図り分流式を採用しています。
全体計画区域	2,334ha	都市計画法第13条によれば少なくとも市街化区域については、下水道を都市施設として定めることとしています。従って本市のように市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がなされている場合は、市街化区域を下水道の計画区域に含めることは勿論です。本市においては、市街化区域と市街化調整区域が連坦しており、これらを一体として下水道を整備することが効率的な箇所が存在することから、令和8年における下水道全体計画区域については、市街化区域周辺部719haを加えた2,334haを本市下水道全体計画区域としています。
全体計画人口	133,700人	本市の下水道計画人口は、過去の人口の伸び及び市基本計画上の人口を考慮し推計した値を用いていますが、下水道計画上、段階的に建設が可能な施設を除いては簡単に布設替え等が出来ないことから、当初から将来の人口、汚水量を見込む必要性があります。従って本市の下水道全体計画人口については、本市のピーク人口に相当する令和8年での行政人口134,000人を求め、うち下水道計画外人口300人を除く133,700人としています。
生活汚水量の算定	9頁「公共下水道の計画諸元」を参照	生活汚水量は、生活汚水量原単位を市の上水道給水実績及び計画より算出し、上位計画と整合するように調整した上で下水道計画人口にこれを乗じることで求めています。
営業汚水量の算定		営業汚水量は、生活汚水量原単位に対する営業汚水量原単位の割合である営業用水率を算出し、上位計画と整合するように調整した上で、これに生活汚水量原単位を乗じることで営業汚水量原単位を算出し、下水道計画人口に乗じることで求めています。
地下水量の算定		地下水量は、上位計画との整合を図り、1人1日最大汚水量の約17%を地下水量原単位とし、下水道計画人口にこれを乗じることで求めています。
工場排水量の算定		工場排水量は、市の将来工業出荷額に産業別の汚水量原単位を乗じる事によって求めています。
雨水流出量の算定		雨水の流出量を算定するにあたっては、本市の場合最も一般的な合理式によって求めています。なお、確率降雨強度公式については、特性係数法により、5年確率の降雨データから設定しています。
流出係数	0.5 0.55（平和台）	流出係数については、市内にモデル地区を設定し、その工種別基礎流出係数の加重平均値を採用しています。
流速及び流量の算定	クッター公式	流量計算には一般にマニング式又はクッター式がありますが、本市の場合クッター式を採用しています。
管の材質		地質等によって、HP管（ヒューム管）とVU管（硬質塩化ビニール管）を使い分けています。
粗度係数	0.010 ～0.013	HP管の場合は0.013、VU管の場合は0.010を採用しています。
最小管径		汚水Φ200mm、雨水Φ250mmを最小管径としています。
流速及び勾配		流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるよう計画しています。
流速の範囲		汚水の流速は0.6m/sec～3.0m/sec、雨水の流速は0.8m/sec～3.0m/secの範囲で計画しています。
計画水深		円形管については満流、矩形管については9割として計画しています。
管渠の余裕率		汚水管渠の余裕率は原則として下水道施設設計指針（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づいて計画しています。

### 3. 下水道事業拡張の経緯

#### (1) 流域関連公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
全体計画		2,334	133,700	63,960		R8	
当 初	都市計画 決定	我孫子市告示第20号 昭和47年8月7日	290	31,695	19,797		
	下水道法 事業認可	千葉県指令第529号 昭和48年2月8日	290	31,695	19,797	3,355	S47～S54
第1 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第28号 昭和49年7月16日	384	41,130	24,703		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第645号 昭和50年2月25日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54 区域の追加及び事業費の変更
第2 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第12号 昭和50年12月4日	384	41,130	24,703		幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2739号 昭和50年12月20日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54 幹線の一部ルート変更
第3 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第50号 昭和53年12月12日	384	41,130	20,565		幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2860号 昭和54年2月15日	384	41,130	20,565	6,266	S47～S58 幹線の一部ルート変更、事業費、 年度の変更
第4 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第77号 昭和56年11月21日	469	55,353	33,212		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第332号の1 昭和57年6月14日	汚水 531 雨水 447	61,833	34,008	8,410	S47～S62 区域の追加、事業費、年度の変更
第5 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第10号 昭和60年3月6日	673	90,350	54,210		区域の追加及び幹線の一部ルート 変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第361号の4 昭和60年8月30日	汚水 692 雨水 533	79,000	43,450	16,320	S47～H2 区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
第6 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第143号 昭和62年11月7日	1,078	114,470	72,499		区域の追加及び幹線の一部ルート 変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の13 昭和62年12月15日	汚水 924 雨水 603	81,100	43,962	20,104	S47～H4 区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
第7 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第1097号 昭和62年12月15日	汚水 861 雨水 470	73,560	36,412	18,088	S47～H4 区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の14 平成2年3月23日	汚水 1,018 雨水 603	88,800	52,657	21,484	S47～H5 区域の追加、幹線の一部断面、事 業費及び年度の変更
第8 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第242号 平成2年3月23日	汚水 939	81,000	48,367	19,234	S47～H5 区域の追加、幹線の一部断面、事 業費及び年度の変更
	下水道法 事業認可	我孫子市告示第19号 平成5年3月1日	1,347	144,360	90,433		区域の追加、幹線の一部ルート変 更
第9 回 変 更	都市計画 決定	千葉県下指令第2号の1 平成5年7月2日	汚水 1,311 雨水 806	107,200	63,849	34,807	S47～H10 区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
	下水道法 事業認可	千葉県告示第629号 平成5年7月2日	汚水 1,231 雨水 673	99,230	59,385	32,683	S47～H10 区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
第9 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第63号 平成10年4月13日	1,649	173,160	108,914		区域の追加、幹線の廃止
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第54号 平成11年3月19日	汚水 1,639 雨水 806	121,980	62,946	37,595	S47～H15 区域の追加、幹線の追加、事業費 及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第394号 平成11年3月30日	汚水 1,558 雨水 673	115,070	59,042	35,275	S47～H15 区域の追加、幹線の追加、事業費 及び年度の変更
第10 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第29号 平成14年6月14日	汚水 1,639 雨水 806	124,170	74,910	36,718	S47～H19 処理分区分界、幹線の一部ルート・ 廃止・断面及び延長、事業費及び 年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第582号 平成14年7月9日	汚水 1,558 雨水 673	117,260	71,580	34,397	S47～H19 事業費及び年度の変更
第11 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第97号 平成19年10月16日	1,651	126,000	75,780		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第5420号 平成20年3月12日	汚水 1,651 雨水 806	121,320	73,530	31,881	S47～H22 区域の追加、事業費及び年度の変 更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第383号 平成20年3月28日	汚水 1,570 雨水 673	114,580	70,295	29,560	S47～H22 区域の追加、事業費及び年度の変 更
第12 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下令第240号 平成21年7月14日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,595	S47～H22 雨水計画区域の追加、事業費の変 更
	都市計画法 事業認可						
第13 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第816号 平成22年3月4日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,676	S47～H22 総合地震対策事業の追加
	都市計画法 事業認可						
第14 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第732号 平成23年3月29日	汚水 1,651 雨水 865	126,900	55,320	51,028	S47～H27 雨水計画区域の追加、流域下水道 計画見直しに伴う計画諸元の見直 し、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第279号 平成23年3月29日	汚水 1,570 雨水 688	120,670	57,180	48,881	S47～H27 区域の追加、事業費及び年度の変 更
第15 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第254号 平成25年12月20日	1,651	125,200	59,920		雨水ポンプ場の追加、雨水調整池 の追加、汚水中継ポンプ場の削除
	下水道法 事業計画	下第725号 平成26年3月27日	汚水 1,651 雨水 994	126,900	55,320	49,993	S47～H27 雨水計画区域の追加、雨水ポンプ 場の容量組合せの変更、雨水調整 池の追加、汚水中継ポンプ場の削 除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第264号 平成26年4月4日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	47,613	S47～H27 区域の追加、汚水中継ポンプ場の 削除、事業費の変更
第16 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業計画	下第436号 平成27年11月17日	汚水 1,653 雨水 994	126,970	55,950	52,798	S47～H30 区域の追加、区域拡大に伴う計画 諸元の見直し、汚水計画区域変 更、幹線の追加・削除 雨水計画幹線ルート変更、幹線の 追加・削除、断面変更、事業費の 変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第180号 平成28年3月8日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	49,726	S47～H30 事業費及び年度の変更
第17 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第226号 平成30年9月18日	1,651	125,200	59,920		汚水中継ポンプ場の削除
	下水道法 事業計画	下第279号 平成30年8月28日	汚水 1,653 雨水 994	126,173	55,040	55,760	S47～ H35 (R5) 雨水計画幹線ルート変更、断面変 更、汚水中継ポンプ場の削除、事 業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第37号 平成31年1月22日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	52,361	S47～ H35 (R5) 汚水中継ポンプ場の削除 事業費及び年度の変更
第18 回 変 更	都市計画 決定						
	下水道法 事業計画	下第668号 令和6年2月7日	汚水 1,654 雨水 994	126,000	54,940	50,977	S47～R8 汚水計画区域変更、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第180号 令和6年3月19日	汚水 1,571 雨水 817	119,670	52,180	40,713	S47～R8 事業費及び年度の変更

(2) 単独公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
全体計画							(手賀沼流域関連公共下水道の全体計画区域に含まれており、将来は流域下水道に接続する予定)
当	都市計画決定	昭和42年8月23日	144	22,000	6,600		
	下水道法事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
初	都市計画法事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
	都市計画決定	昭和56年11月21日	88	11,200	6,160		区域の変更
第1	下水道法事業認可	昭和57年6月14日	88	11,200	6,160		汚水56haを流域下水道に接続
	都市計画法事業認可						
第2	都市計画決定	平成5年3月1日					流域関連公共下水道に編入
	下水道法事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入
変更	都市計画法事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入



公共下水道の計画諸元（流域関連公共下水道）

		全体計画			都市計画決定			都市計画法事業認可			下水道法事業計画		
下水の排除方式		分流式			同左			同左			同左		
計画目標年次		令和8年			-			令和8年			同左		
下水道計画区域 (ha)		2,334			1,651			1,571			1,654		
市街化区域 (ha)		1,615			同左			1,552			1,615		
行政人口 (人)		134,000			同左			同左			同左		
下水道計画人口 (人)		133,700			125,200			119,670			126,000		
汚水量	生活汚水量	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	営業汚水量	255	340	510	255	340	510	245	330	495	245	330	495
原単位	営業汚水量	50	65	100	50	65	100	50	65	100	50	65	100
(%/(人・日))	地下水	70			70			70			70		
計	生活汚水量	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	営業汚水量	34,090	45,460	68,190	38,186	50,706	76,372	32,830	43,940	66,220	28,720	38,670	58,010
汚水量	工場排水	6,690	8,690	13,370	450	450	900	450	450	900	450	450	900
	地下水	9,360	9,360	9,360	8,764	8,764	8,766	7,790	7,790	7,790	8,230	8,230	8,230
(m <sup>3</sup> /日)	計	50,590	63,960	91,820	47,400	59,920	86,038	41,070	52,180	74,910	43,260	54,960	78,900
汚水水質	BOD	186			-			-			191		
(ppm)	SS	144			-			-			148		
雨水流出量算定式		合理式：Q=1/360・C・I・A			同左			同左			同左		
		$I = \frac{4,600}{t+32}$ 5年確率50mm/hr.			"			"			"		
流出係数	数	0.5~0.55			"			"			"		
流入時間	間	5分			"			"			"		
施設幹線	数	(汚水) 43本、(雨水) 34本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 40本、(雨水) 24本		
計画	汚水中継ポンプ場	0箇所			0箇所			0箇所			0箇所		
総事業費 (百万円)		95,562			-			40,713			50,977		



## 4. 社会資本総合整備計画

### 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されました。

### 社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金により事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画を作成し国土交通大臣に提出し、また、これを公表することとなっています。

我孫子市では、この交付金を活用して下水道事業を推進するため、以下の計画を策定しています。

※事業の進捗、予算等により、計画は変更する場合があります。

### 下水道事業に関する社会資本総合整備計画一覧

計画、事業名	計画期間	担当課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(重点計画)	令和3年度 ～令和7年度	下水道課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(防災・安全)	令和3年度 ～令和7年度	下水道課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(防災・安全)(重点計画)	令和3年度 ～令和7年度	治水課

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和02年12月15日

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）													
計画の期間	令和03年度	～	令和07年度	(5年間)							重点配分対象の該当	○		
交付対象	我孫子市													
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。													
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	1,440	A	1,440	B	1,440	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%	0

番号	計画の成果目標（定量的指標）	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			
			当初現況値	中間目標値	最終目標値	
			R03	R05	R07	
1	整備面積を1,331ha（R03初）から1,368ha（R07末）に増加させることにより、下水道処理人口普及率を84.7%（R03初）から87.2%（R07末）に増加させる。 下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口（人）／総人口（人）		85%	86%	87%	
12						

備考等	個別施設計画を含む	—	国土強靱化を含む	—	定住自立圏を含む	—	連携中核都市圏を含む	—	流域水循環計画を含む	—	地域再生計画を含む	—	避難確保計画の策定	—	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---	---------------

A 基幹事業

基幹事業(大)	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)							費用 便益比	個別施設計画 策定状況
											R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-001	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	北部第2処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	汚水管φ=300~250mm L=1,24 2m	我孫子市	■	■	■	■	■	■	560	—
	A07-002	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	北部第4処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	汚水管φ=300~250mm L=167m	我孫子市	■	■	■	■	■	■	45	—
A07-003	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管φ=200mm L=790m	我孫子市	■	■	■	■	■	■	■	132	—
A07-004	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	第5処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管φ=250~200mm L=2,86 9m	我孫子市	■	■	■	■	■	■	■	325	—
A07-005	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	第10処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	舗装復旧工事	我孫子市	■						1	—	
A07-006	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	北部第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管φ=200mm L=701m	我孫子市							■	64	—

A 基幹事業

基幹事業(大)	事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
下水道事業	A07-007	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	北部第7処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管φ=200mm L=2,611m	我孫子市	■	■	■	■	■	313	-	
											小計						1,440		
											合計						1,440		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	
配分額 (a)	98	105	85	
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	98	105	85	
前年度からの繰越額 (d)	0	65	96	
支払済額 (e)	33	74	181	
翌年度繰越額 (f)	65	96	0	
うち未契約繰越額 (g)	3	0	0	
不用額 (h = c+d- e- f)	0	0	0	
15 未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	3.06	0	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場 合その理由				

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和02年12月15日

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（防災・安全）											
計画の期間	令和03年度	～	令和07年度	(5年間)							重点配分対象の該当	
交付対象	我孫子市											
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	485	A	485	B	485	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	0

番号	計画の成果目標（定量的指標）	定量的指標の定義及び算定式			定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値	当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R03	R05	R07	R03	R05	R07
1	計画期間内の下水道ストックマネジメント計画に基づく対策の実施率を0.0%（R03初）から100.0%（R07末）に増加させる。 下水道ストックマネジメント計画に基づき改築すべき施設に対する対策実施率 下水道ストックマネジメント計画に基づき対策完了済み施設延長（m）／下水道ストックマネジメント計画に基づき改築すべき施設延長（m）	0%	50%	100%	0%	50%	100%
2	次期下水道ストックマネジメント計画の策定率を0.0%（R03初）から100.0%（R07末）に増加させる。 次期下水道ストックマネジメント計画の策定 策定済みの計画数／策定すべき計画数	0%	0%	100%	0%	0%	100%

備考等	個別施設計画を含む	国土強靱化を含む	定住自立圏を含む	連携中枢都市圏を含む	流域水循環計画を含む	地域再生計画を含む
-----	-----------	----------	----------	------------	------------	-----------



A 基幹事業

基幹事業(大)	事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)							全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07					
下水道事業	A07-001	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	改築	下水道ストックマネジメント事業(改築更新)	管路施設改築工事	我孫子市	■	■	■	■	■	452		策定済		
									下水道ストックマネジメント計画		小計					452					
水道・下水道事業	A07-002	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	-	改築	下水道ストックマネジメント計画策定(改築更新)	計画策定	我孫子市	■	■			33		策定済			
									下水道ストックマネジメント計画		小計					33					
											合計					485					

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	
配分額 (a)	21	0	23	
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	21	0	23	
前年度からの繰越額 (d)	0	21	0	
支払済額 (e)	0	21	16	
翌年度繰越額 (f)	21	0	0	
うち未契約繰越額 (g)	21	0	0	
不用額 (h = c+d- e- f)	0	0	7	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	100	0	30.43	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場 合その理由	R3年度の配分は全額補正予 算であり、R4年度の事業を 前倒ししているため		設計変更により事業費が減 額となったため	



社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和04年11月29日

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（防災・安全）（重点計画）												
計画の期間	令和03年度	～	令和07年度	（5年間）							重点配分対象の該当	○	
交付対象	我孫子市												
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	3,851	A	3,850	B	0	C	1	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	0.02	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）	定量的指標の定義及び算定式				定量的指標の現況値及び目標値			
		当初現況値		中間目標値		当初現況値		最終目標値	
		R03	R05	R03	R07	R03	R05	R03	R07
1	下水道による都市浸水対策の達成率を31.1%（R03初）から35.1%（R07末）に増加させる。	32%	33%	32%	33%	32%	33%	35%	
2	下水道による都市浸水対策達成率 浸水対策完了済み面積（ha）／浸水対策を実施すべき面積（ha） 重要な管渠延長50.2kmのうち25.2kmの耐震化または減災対策を実施し、地震対策の実施率を33.7%（R03初）から49.5%（R07末）に増加させる。 重要な管渠の地震対策実施率 重要な管渠のうち、耐震化または減災対策済み管渠の延長（km）／重要な管渠の延長（km）	34%	47%	34%	47%	34%	47%	50%	
3	マンホールトイレシステム設置総数95基のうち63基を設置し、設置率を32.6%（R03初）から66.3%（R07末）に増加させる。 マンホールトイレシステム設置率 マンホールトイレシステム設置済み数（基）／マンホールトイレシステムを設置すべき数（基）	33%	58%	33%	58%	33%	58%	67%	

備考等	個別施設計画を含む	○	国土強靱化を含む	○	定住自立圏を含む	—	連携中枢都市圏を含む	—	流域水循環計画を含む	—	地域再生計画を含む	—
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)							費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
									R03	R04	R05	R06	R07						
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-001	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(雨水)	新設	布佐排水区浸水対策事業 (浸水対策)	我孫子市	雨水管φ2,400~1,500 L=844m	我孫子市							1,048	—
	A07-002	一般	我孫子市	直接	我孫子市	ポンプ場	新設	布佐排水区ポンプ施設整備事業 (浸水対策)	我孫子市	主ポンプ整備 1台	我孫子市							377	—
	A07-003	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(雨水)	新設	若松地区浸水対策事業 (浸水対策)	我孫子市	雨水管φ900~700 L=341m	我孫子市							281	—
	A07-004	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(雨水)	新設	柴崎排水区浸水対策事業 (浸水対策)	我孫子市	雨水管φ3,000~2,800 L=610m	我孫子市							1,606	—
	A07-005	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(雨水)	新設	子の神排水区浸水対策事業 (浸水対策)	我孫子市	雨水管φ1200 L=150m	我孫子市							316	—
	A07-006	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(雨水)	新設	下水道施設耐水化事業 (耐水化)	我孫子市	計画策定	我孫子市							10	—

A 基幹事業

基幹事業 (大)	事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R03	R04	R05	R06				R07	
下水道事業	A07-007	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠 (汚水)	改築	主要汚水幹線耐震化・減災対策事業 (地震対策)	マンホール浮上防止・可とう化、管更生	我孫子市	■	■	■	■	141		策定済		
下水道総合地震対策計画																				
	A07-008	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠 (汚水)	新設	マンホールトイレシステム整備 (地震対策)	マンホールトイレ設置 24基	我孫子市	■	■	■	20		策定済			
下水道総合地震対策計画																				
	A07-009	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠 (汚水)	—	下水道総合地震対策事業 (地震対策)	計画策定	我孫子市	■			10		—			
	A07-010	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠 (雨水)	—	内水浸水リスクマネジメント推進事業	内水浸水想定区域図作成	我孫子市		■		41		—			
												小計					3,850			
												合計						3,850		

一体的に実施することにより期待される効果  
備考

C 効果促進事業

事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)				全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況										
										R03	R04	R05	R06				R07									
水道・下水道事業	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠(汚水)	新設	マンホールトイレシステム整備(地震対策)	マンホールトイレ上部構造の整備	我孫子市						1		策定済									
										下水道																
										一体的に実施することにより期待される効果																
										備考																
										基幹事業であるマンホールトイレの下部構造の整備と一体的に実施することにより、被災時における避難所の生活環境の向上を実現することができる。																
										下水道総合地震対策計画																
																			小計					1		
																			合計					1		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	
配分額 (a)	212	284	156	
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	212	284	156	
前年度からの繰越額 (d)	0	61	138	
支払済額 (e)	151	207	197	
翌年度繰越額 (f)	61	138	92	
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	
不用額 (h = c+d- e- f)	0	0	5	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	0	0	1.7	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場 合その理由				



## Ⅲ 整備状況



# 1. 下水道施設の整備状況

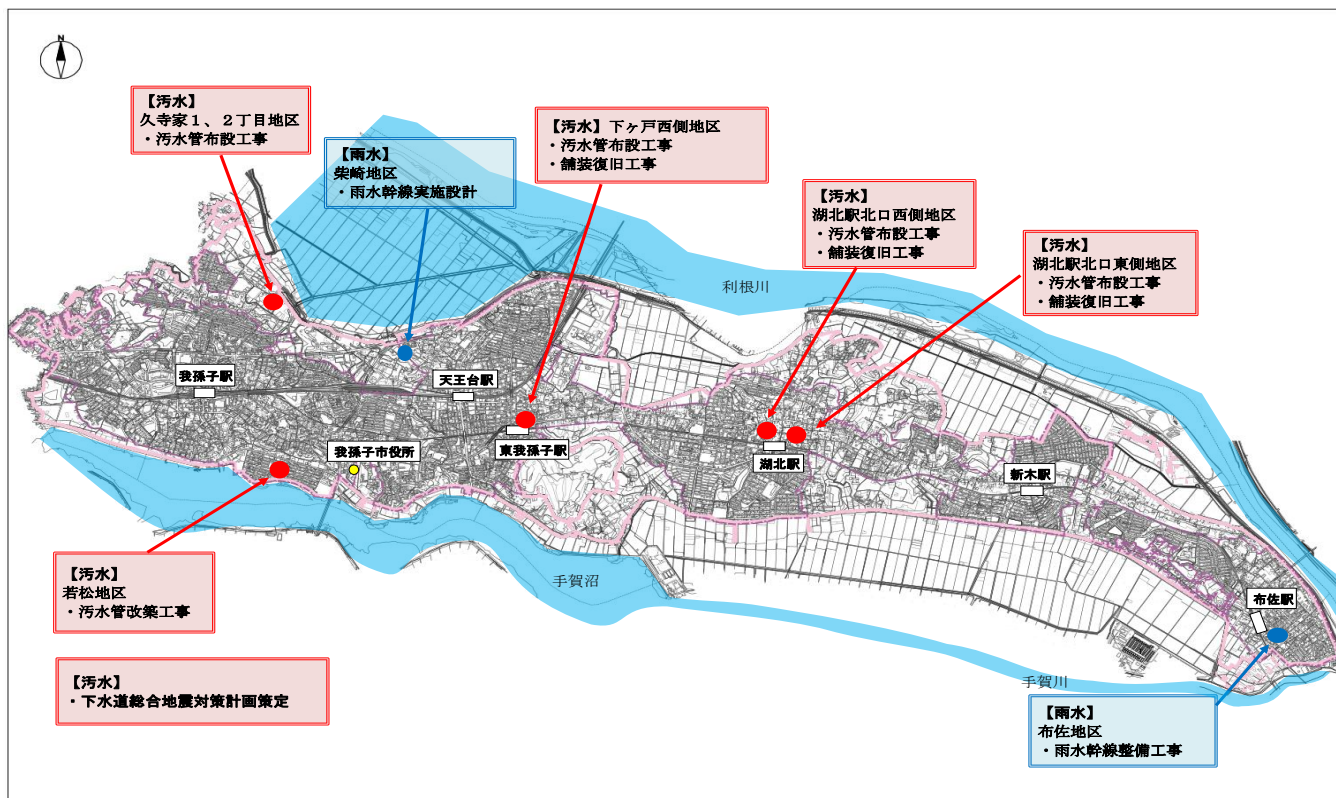
## (1) 令和5年度末整備状況

令和5年度の整備状況は、下水道管渠のうち汚水管渠については、約1473m布設し、3.47haの区域を整備しました。雨水管渠については、約331m布設し、1.35haの区域を整備しました。この結果、令和5年度末までに汚水管渠1348.39ha、雨水管渠676.03haの区域の整備が完了しました。

なお、令和5年度末の下水道整備率は、全体計画面積2334haに対し、汚水が57.8%、雨水が29%、事業計画面積に対しては、汚水が計画面積1653.54haに対して81.5%、雨水が計画面積993.77haに対して68%となっています。

	汚水	雨水
全体計画面積 (A)	2,334ha	
事業計画面積 (B)	1,653.54ha	993.77ha
令和5年度整備延長	1,473.10m	330.87m
令和5年度整備面積	3.47ha	1.35ha
令和5年度末整備面積 (C)	1,348.39ha	676.03ha
整備率 (全体計画) (C/A)	57.8%	29.0%
整備率 (事業計画) (C/B)	81.5%	68.0%

## (2) 令和5年度主要な建設・改良事業



(3) 令和5年度建設・改良工事の概況（1件 100万円以上）

汚水事業

工 事 名	工事費(円)	着工年月日	竣工年月日	備考
北部第2処理分区(久寺家幹線・1工区)公共下水道管布設工事(公契約)	146,575,000	R3.5.13	R5.6.30	汚水管φ300 L=331.1m
北部第2処理分区(久寺家幹線・1工区)公共下水道管布設工事(公契約)に伴う附帯工事	1,158,300	R4.9.10	R5.7.31	既設水道管φ350撤去 L=4.0m 既設圧送管φ300撤去 L=4.0m
北部第2処理分区(久寺家幹線・2工区)公共下水道管布設工事(公契約)	110,000,000	R4.10.8	R5.5.29	汚水管φ300 L=260.0m
5-1・湖北駅北口舗装復旧工事	14,957,800	R5.4.29	R5.7.31	舗装復旧
久寺家幹線圧送管切替他工事	9,614,000	R5.5.30	R5.8.10	汚水管φ200 L=2.5m
5-4・日の出地区舗装復旧工事	4,180,000	R5.6.1	R5.8.30	舗装復旧
北部第7処理分区(湖北・16工区)公共下水道管布設工事	24,860,000	R5.7.1	R5.12.12	汚水管φ200 L=173m
5-5・下ヶ戸西側舗装復旧工事	16,032,500	R5.7.1	R5.9.26	舗装復旧
5-6・久寺家地区舗装復旧工事	3,040,400	R5.7.1	R5.9.25	舗装復旧
第5処理分区(下ヶ戸西側・8工区)公共下水道管布設工事	41,479,900	R5.8.1	R6.2.29	汚水管φ200 L=355m
北部第7処理分区(湖北・17工区)公共下水道管布設工事	16,454,900	R5.8.1	R5.11.21	汚水管φ200 L=99m
北部第2処理分区(久寺家幹線・3工区)公共下水道管布設工事	88,826,100	R5.9.9	R6.3.11	汚水管φ300 L=227m
下ヶ戸西側公共下水道管布設工事に伴う試掘工事	1,243,000	R5.9.9	R5.10.13	試掘調査
5-2・若松地先舗装復旧工事	8,250,000	R5.4.29	R5.8.2	1層打替え A=1,362㎡
布佐3085-5地先下水道管布設工事	1,243,000	R5.6.12	R5.8.7	汚水管φ200 L=28m
5-1・若松地先下水道管路改築(管更生・布設替え)工事	50,543,900	R5.9.9	R6.3.11	管渠更生工 L=436m

## 雨水事業

工 事 名	工事費(円)	着工年月日	竣工年月日	備考
布佐排水区（4工区）雨水幹線整備工事（公契約）	143,386,100	R3.12.9	R5.6.8	ボックスカルバート布設工 □2000×1600 L=118.41m □2400×1400 L= 11.84m 補助地盤改良工
若松第4排水区（4工区）雨水管布設工事	92,804,800	R4.9.8	R5.10.12	強化プラスチック複合管 布設工（φ900）L=202.8m 組立マンホール工 、補助地盤改良工
若松第4排水区（4工区）雨水管布設工事に伴う支障物撤去工事	13,356,200	R4.11.8	R5.10.12	雨水管布設工、既設雨水管撤去工、残置水道管撤去工、残置ガス管撤去工、既設人孔撤去工、管路土工、舗装仮復旧工
若松第4排水区（3工区）雨水管布設工事に伴う舗装本復旧工事	10,297,100	R5.3.1	R5.7.13	アスファルト舗装工、舗装撤去工、区画線工
布佐排水区（4工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う付帯工事	11,312,400	R5.4.13	R5.8.10	薬液注入工、金網柵撤去工、現場打水路工
布佐排水区（4工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う支障物復旧工事	5,221,700	R5.5.27	R6.2.13	コンクリートブロック工、メッシュフェンス工
若松第4排水区（1工区）雨水管布設工事に伴う舗装本復旧工事	8,083,900	R5.7.1	R5.12.12	舗装復旧工、側溝敷設工、管布設工事、舗装撤去工
布佐排水区（5工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う支障物撤去工事	2,970,000	R5.7.6	R5.12.25	樹木伐採工、フェンス設置工、小屋撤去工
若松第4排水区（4工区）雨水管布設工事に伴う舗装本復旧工事（週休2日制）	21,657,900	R5.9.1	R6.1.29	舗装復旧工、側溝敷設工、暗渠排水管据付工、集水ます据付工、区画線工、撤去工
布佐排水区（5工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う付帯工事	26,180,000	R5.9.1	未竣工	中間立坑鋼矢板、到達立坑鋼矢板、地盤改良工、汚泥処理工
布佐排水区（4工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う舗装復旧工事	1,210,000	R5.11.27	R6.1.9	舗装切断工、表層工、区画線工
布佐排水区（6工区）雨水幹線整備工事（公契約）	293,700,000	R5.12.12	未竣工	ボックスカルバート布設工 □1700×1700 L=198.0m 立坑工、土工、既設水路撤去工
布佐排水区（3・4工区）雨水幹線整備工事（公契約）に伴う支障物復旧工事	9,031,000	R6.2.1	R6.3.18	ブロック塀工、フェンス工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、可変側溝工

## (4) 整備面積 (污水)

(単位: ha)

項目		年度				
		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
全体計画面積 (ha) (A)		2,334				
事業計画面積 (ha) (B)		1653.54				
整備 済 面積	柏 第 6	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
	我 孫 子 第 1	52.08	50.24	50.24	50.24	50.24
	我 孫 子 第 2	45.75	45.35	45.35	45.35	45.35
	我 孫 子 第 3	107.62	108.68	108.68	108.68	108.68
	我 孫 子 第 4	168.05	164.03	164.03	164.03	164.03
	我 孫 子 第 5	118.26	119.41	125.06	127.15	128.35
	我 孫 子 第 6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 第 7	144.00	144.00	144.00	144.00	144.00
	我 孫 子 第 8 - 1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 第 8 - 2	55.80	55.80	55.80	55.80	55.80
	我 孫 子 第 9 - 1	49.21	51.95	51.95	51.95	51.95
	我 孫 子 第 9 - 2	33.98	30.74	30.74	30.74	30.74
	我 孫 子 第 10	107.20	101.16	101.16	101.16	101.67
	我 孫 子 北 部 第 1	21.48	21.27	21.34	21.34	21.34
	我 孫 子 北 部 第 2	130.86	141.19	141.71	143.77	144.06
	我 孫 子 北 部 第 3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 北 部 第 4	143.90	146.51	146.51	146.79	146.79
	我 孫 子 北 部 第 5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 北 部 第 6	33.85	33.85	33.85	34.15	34.15
	我 孫 子 北 部 第 7	29.97	29.94	30.80	32.17	33.64
	我 孫 子 北 部 第 8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 北 部 第 9	13.72	12.64	12.64	12.64	12.64
我 孫 子 北 部 第 10	65.19	66.96	66.96	66.96	66.96	
合 計 (C)		1,328.92	1,331.72	1,338.82	1,344.92	1,348.39
整備率(全体計画) (%) (C/A)		56.9	57.1	57.4	57.6	57.8
整備率(事業計画) (%) (C/B)		80.4	80.5	81.0	81.3	81.5

## (5) 整備面積 (雨水)

(単位: ha)

項目		年度				
		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
全体計画面積 (ha) (A)		2,334				
事業計画面積 (ha) (B)		993.77				
整備 済 面積	根戸排水区	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
	舟戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ときわ排水区	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
	白山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	白山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	白山下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	若松第1排水区	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	若松第2排水区	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48
	若松第3排水区	8.81	11.51	11.51	11.51	11.51
	若松第4排水区	3.20	3.20	3.20	4.80	5.62
	若松第5排水区	5.14	5.14	5.14	5.14	5.14
	宿排水区	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50
	子の神排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	下ヶ戸第2排水区	8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
	湖北台第1排水区	20.02	20.02	20.02	20.02	20.02
	湖北台第2排水区	115.25	115.25	115.25	115.25	115.25
	中里排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
日秀排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布佐排水区	115.49	116.06	123.71	123.71	124.24	
布佐下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
新々田排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

項目	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	整備済面積	つくし野第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第1-1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第4排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第5排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第6排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第7排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第8排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新宿排水区		27.15	27.15	27.15	27.15	27.15
関東排水区		47.20	47.20	47.20	47.20	47.20
並木排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
天王台排水区		12.04	12.04	12.04	12.04	12.04
久寺家第1排水区		15.34	15.34	15.34	15.34	15.34
久寺家第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布施排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柴崎排水区		0.00	0.00	0.00	2.40	2.40
柴崎台2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
青山台排水区		88.21	88.21	88.21	88.21	88.21
青山排水区		56.58	56.58	56.58	56.58	56.58
下ヶ戸第1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
岡発戸排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠下排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上新木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
新木第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	



項目		年度				
		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
整備 済 面積	新木第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第3-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第3-2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第4排水区	58.62	58.62	58.62	58.62	58.62
	新木第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	江蔵地排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計 (C)		659.76	663.03	670.68	674.68	676.03
整備率(全体計画)(%) (C/A)		28.3	28.4	28.7	28.9	29.0
整備率(事業計画)(%) (C/B)		66.4	66.7	67.5	67.9	68.0

## (6) 整備延長 (污水)

(単位：m)

処理分区名	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
柏 第 6	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90
我 孫 子 第 1	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17
我 孫 子 第 2	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80
我 孫 子 第 3	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18
我 孫 子 第 4	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99
我 孫 子 第 5	61,334.78	61,548.72	61,866.94	62,360.97	62,715.97
我 孫 子 第 6	78.03	78.03	78.03	78.03	78.03
我 孫 子 第 7	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11
我 孫 子 第 8 - 1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 第 8 - 2	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00
我 孫 子 第 9 - 1	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02
我 孫 子 第 9 - 2	8,393.08	8,393.08	8,393.08	8,393.08	8,393.08
我 孫 子 第 10	24,397.67	24,587.50	24,587.50	24,587.50	24,615.50
我 孫 子 北 部 第 1	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27
我 孫 子 北 部 第 2	17,008.19	17,008.19	17,008.19	17,008.19	17,826.29
我 孫 子 北 部 第 3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 4	2,204.81	2,204.81	2,230.98	2,230.98	2,230.98
我 孫 子 北 部 第 5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 6	6,881.45	6,881.45	6,881.45	6,881.45	6,881.45
我 孫 子 北 部 第 7	6,173.05	6,382.62	6,617.45	6,918.51	7,190.51
我 孫 子 北 部 第 8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 9	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52
我 孫 子 北 部 第 10	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94
合 計	328,996.96	329,610.30	330,189.52	330,984.61	332,457.71

※公共下水道事業による

## (7) 整備延長 (雨水)

(単位: m)

排水区名	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
根戸排水区	1,154.92	1,154.92	1,154.92	1,154.92	1,154.92
舟戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ときわ排水区	159.62	159.62	159.62	159.62	159.62
白山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
白山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
白山下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
若松第1排水区	140.53	140.53	140.53	140.53	140.53
若松第2排水区	115.79	210.13	273.80	273.80	273.80
若松第3排水区	408.17	427.46	427.46	427.46	427.46
若松第4排水区	75.00	75.00	245.13	298.71	501.52
若松第5排水区	44.39	44.39	123.07	123.07	123.07
宿排水区	1,777.62	1,777.62	1,777.62	1,888.80	1,886.60
子の神排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
湖北台第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
湖北台第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中里排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
日秀排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布佐排水区	1,556.35	1,569.92	1,617.22	1,617.22	1,747.47
布佐下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新々田排水区	550.66	550.66	550.66	550.66	550.66

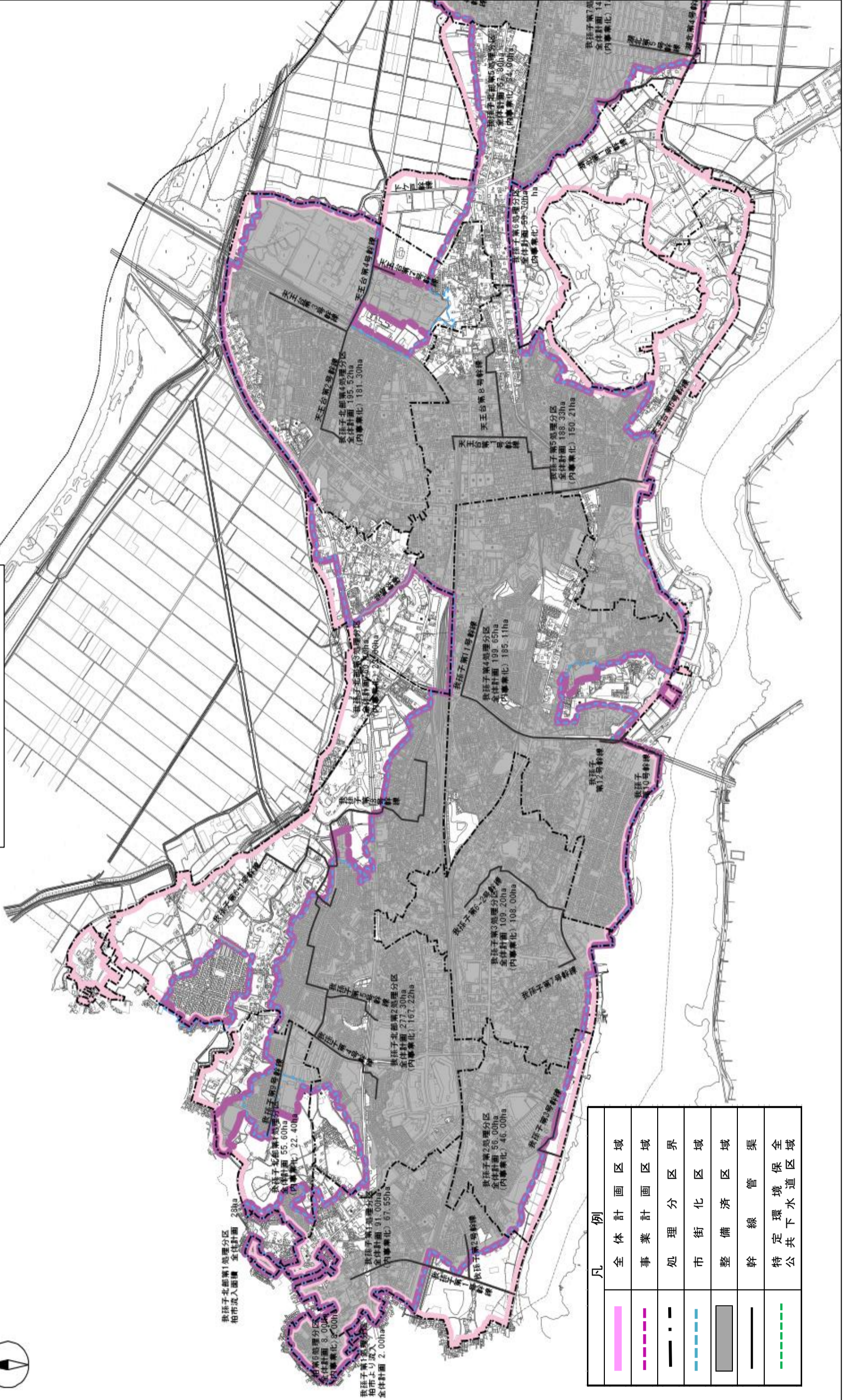
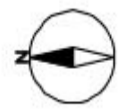
排水区名	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
つくし野第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第1-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第7排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第8排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新宿排水区	713.66	713.66	713.66	713.66	713.66
関東排水区	1,028.98	1,028.98	1,028.98	1,069.08	1,069.09
並木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
天王台排水区	835.49	835.49	835.49	835.49	835.49
久寺家第1排水区	1,736.36	1,736.36	1,736.36	1,852.66	1,852.66
久寺家第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布施排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柴崎排水区	227.52	227.52	227.52	1,149.04	1,149.04
柴崎台2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
青山台排水区	1,517.00	1,517.00	1,517.00	1,702.29	1,702.29
青山排水区	1,161.28	1,161.28	1,161.28	1,160.97	1,160.97
下ヶ戸第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第3排水区	13.51	13.51	13.51	13.51	13.51
岡発戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第1排水区	464.67	464.67	464.67	464.67	464.67
中峠上第2排水区	5.60	5.60	5.60	5.60	5.60
中峠上第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

排水区名	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
上新木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第3-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第3-2排水区	0.00	0.00	0.00	66.07	66.07
新木第4排水区	1,331.68	1,331.68	1,331.68	1,331.68	1,331.68
新木第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
江蔵地排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	15,018.80	15,146.00	15,505.78	16,999.51	17,330.38

※公共下水道事業による



整備区域図【污水】（西部）





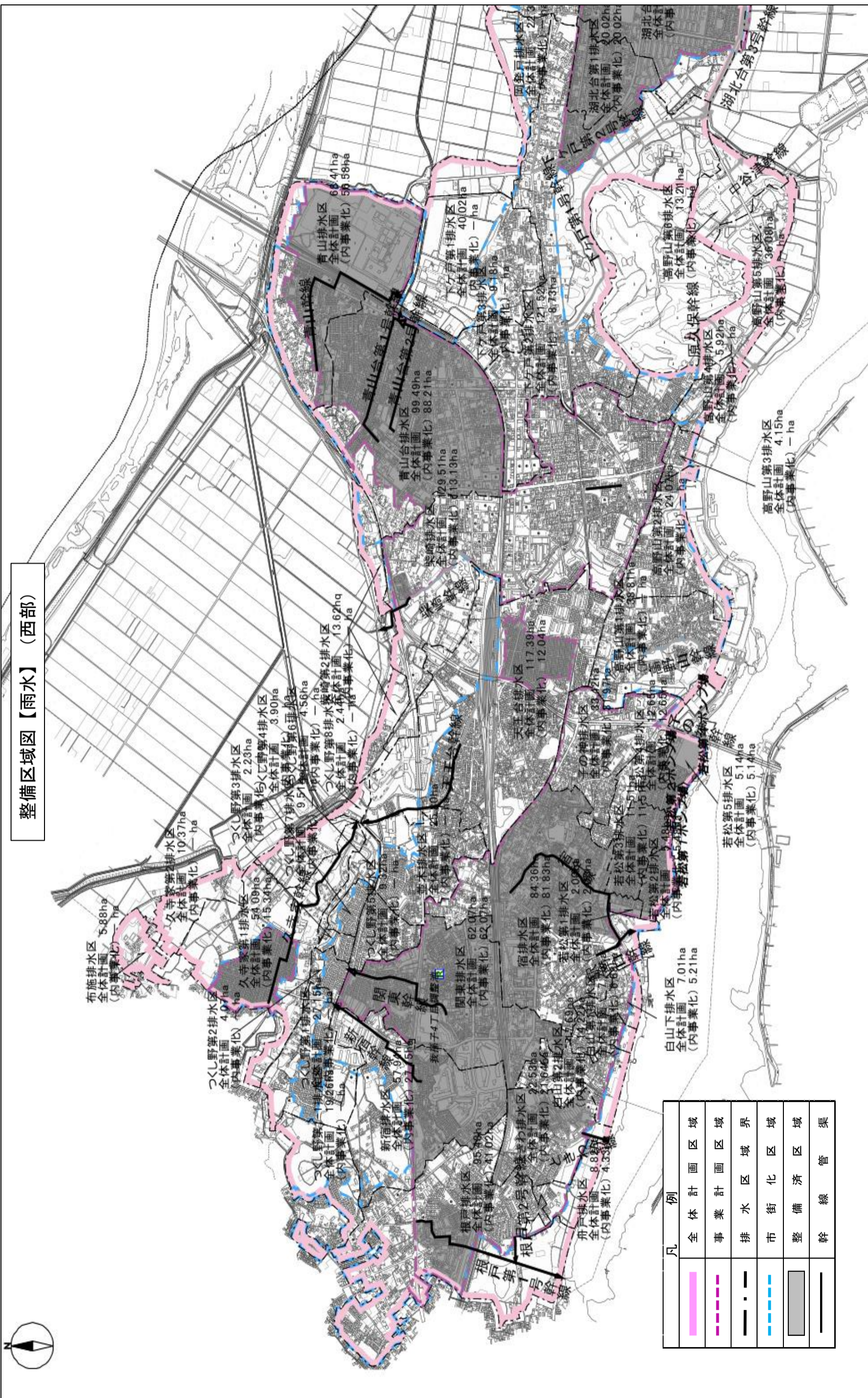
整備区域図【污水】（東部）



凡例	
	全体計画区域
	事業計画区域
	処理分区域
	市街化区域
	整備済区域
	幹線管渠
	特定環境保全区 公共下水道区域



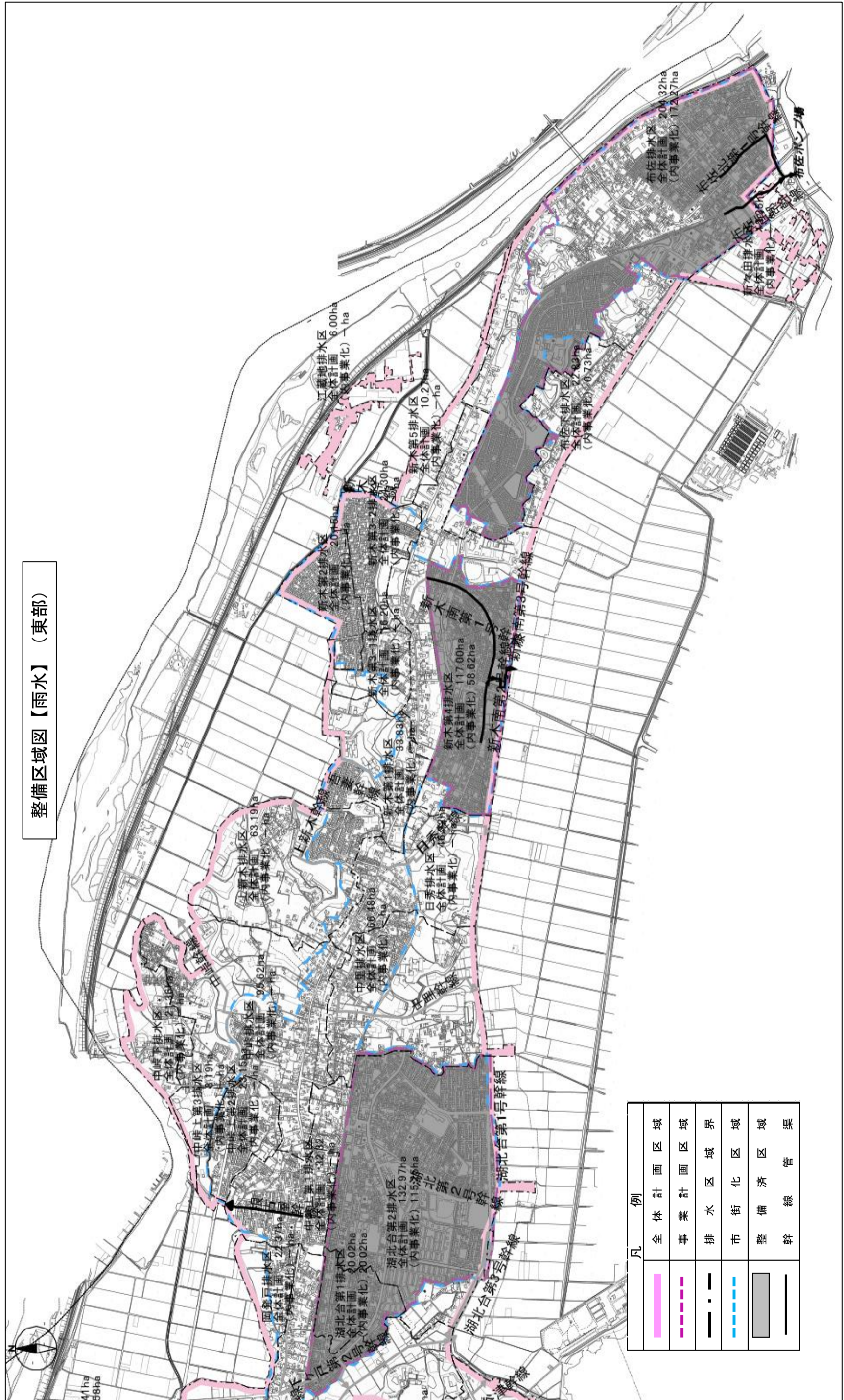
整備区域図【雨水】（西部）



凡例	
	全体計画区域
	事業計画区域
	排水区域界
	市街化区域
	整備済区域
	幹線管渠



整備区域図【雨水】（東部）



凡 例	
	全体計画区域
	事業計画区域
	排水区域界
	市街化区域
	整備済区域
	幹線管渠





## IV 維持管理



# 1. 下水道施設の維持管理状況

## (1) 管路施設

本市公共下水道の管路施設（污水）の延長は、約373kmで人孔は13,247個となっています。汚水の流れをよくするために管の中に溜った汚泥などの取り除き作業を高圧洗浄車などを使って定期的に行っています。

項目	区 間			延 長			（単位：m）			人 孔 数							（単位：個）	
	～φ200	φ250	φ300	φ350～ φ500	φ550～ φ900	φ1350	合計	小型	0号	1号	2号	3号	4号	特 殊	合 計			
柏 第 6	517.06	1,687.31	36.52	0.00	0.00	0.00	2,240.89	1	0	102	0	0	0	1	104			
我 孫 子 第 1	1,310.18	12,527.04	326.41	260.35	0.00	0.00	14,423.97	8	16	480	6	0	0	8	518			
我 孫 子 第 2	1,504.64	9,134.11	279.76	132.80	0.00	0.00	11,051.31	35	2	369	0	1	0	62	469			
我 孫 子 第 3	2,365.23	21,634.24	90.76	37.40	1,676.72	0.00	25,804.35	29	5	872	19	1	0	162	1,088			
我 孫 子 第 4	23,070.20	24,347.20	1,203.63	2,485.82	56.65	620.40	51,783.90	253	46	1,488	10	0	0	27	1,824			
我 孫 子 第 5	11,241.26	23,266.58	528.40	937.55	1,505.11	0.00	37,478.90	73	8	1,069	30	5	0	11	1,196			
我 孫 子 第 6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
我 孫 子 第 7	813.82	32,363.68	1,637.20	778.50	73.99	0.00	35,667.19	2	1	1,097	3	0	0	0	1,103			
我 孫 子 第 8 - 1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
我 孫 子 第 8 - 2	107.92	17,783.33	40.17	40.55	114.49	0.00	18,086.46	0	0	565	4	0	0	1	570			
我 孫 子 第 9 - 1	1,156.45	12,061.02	253.52	469.42	0.00	0.00	13,940.41	11	14	461	0	0	0	3	489			
我 孫 子 第 9 - 2	6,891.51	1,889.72	118.00	0.00	0.00	0.00	8,899.23	37	2	338	0	0	0	1	378			
我 孫 子 第 10	5,328.68	18,906.97	264.57	1,330.85	404.26	0.00	26,235.33	53	10	746	1	1	0	6	817			
我 孫 子 北 部 第 1	62.33	1,972.94	3,326.37	412.91	0.00	0.00	5,774.55	1	0	223	1	1	0	0	226			
我 孫 子 北 部 第 2	28,826.93	7,598.54	9,046.85	3,120.19	2,094.13	0.00	50,686.64	249	53	1,524	36	18	0	25	1,905			
我 孫 子 北 部 第 3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
我 孫 子 北 部 第 4	20,909.69	8,048.83	553.35	1,356.32	72.06	0.00	30,940.25	29	10	1,039	5	1	2	4	1,090			
我 孫 子 北 部 第 5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
我 孫 子 北 部 第 6	10,305.66	416.59	61.17	13.99	0.00	0.00	10,797.41	12	1	365	4	0	0	9	391			
我 孫 子 北 部 第 7	6,766.97	142.31	387.24	66.15	0.00	0.00	7,362.67	63	4	200	3	0	0	16	286			
我 孫 子 北 部 第 8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
我 孫 子 北 部 第 9	3,535.92	371.68	0.00	1,333.56	695.94	0.00	5,937.10	0	0	198	4	2	0	0	204			
我 孫 子 北 部 第 10	14,667.36	49.00	895.88	585.94	0.00	0.00	16,198.18	122	5	461	1	0	0	0	589			
合 計	139,381.80	194,201.09	19,049.80	13,362.30	6,693.35	620.40	373,308.74	978	177	11,597	127	30	2	336	13,247			

### (2) マンホールポンプ施設

污水管は、自然流下で流れるよう勾配をつけて布設していますが、平地部で長い距離を布設すると、勾配をつけているため污水管は次第に深くなり、設置後の維持管理が難しくなります。

以下の場所では、マンホールの中にポンプを設置し、汚水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下で汚水を排水しています。

ポンプ施設の名称	処理分区	ポンプ場の位置	ポンプ		
			施設概要		台数
栄マンホールポンプ施設	第4処理分区	我孫子市栄	主ポンプ 水中ポンプ	3.7 kW	2
東我孫子マンホールポンプ施設	第5処理分区	我孫子市東我孫子	主ポンプ 水中ポンプ	3.7 kW	2
青山台マンホールポンプ施設	北部第4処理分区	我孫子市青山台	主ポンプ 水中ポンプ	1.5 kW	2
岡発戸マンホールポンプ施設	第5処理分区	我孫子市岡発戸	主ポンプ 水中ポンプ	1.5 kW	2
白山マンホールポンプ施設	北部第2処理分区	我孫子市白山	主ポンプ 水中ポンプ	0.4 kW	2
下ヶ戸マンホールポンプ施設	第5処理分区	我孫子市下ヶ戸	主ポンプ 水中ポンプ	5.5 kW	2

### (3) 雨水ポンプ場

若松地区及び布佐地区については、排水先の水位により自然排水が困難であるため、雨水ポンプ場を位置付けています。

ポンプ施設の名称	排水区	ポンプ場の位置	敷地面積 (a)	計画雨水量 (m <sup>3</sup> /sec)	ポンプ 台数
若松第1ポンプ場	若松第2排水区	我孫子市若松	0.9	0.822	2
若松第2ポンプ場	若松第3排水区	我孫子市若松	0.7	0.372	2
若松第3ポンプ場	若松第4排水区	我孫子市若松	0.6	0.506	2
若松第4ポンプ場	若松第5排水区	我孫子市若松	0.6	0.802	2
布佐ポンプ場	布佐排水区	我孫子市布佐	28.7	11.839	4

### (4) 污水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕

(単位：件)

区分 年度	取付管修繕	人孔蓋修繕	陥没修繕	合計
R1	9	41	7	57
R2	11	20	4	35
R3	9	21	1	31
R4	17	37	12	66
R5	11	44	18	73

## 2. 下水道施設の老朽化対策

下水道は適正な維持管理により機能を発揮することで初めて役割を果たす社会資本であり、普及が進むにつれ、より高機能な施設に改築していく時代へ移行してきました。

このため、適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、さらには、機能高度化のための投資とその平準化が求められています。

### (1) 我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画

これまで、下水道の維持管理については、設置年数等に応じて点検・調査を実施し、経験等を踏まえて修繕等の必要性やその手法について判断してきました。

しかし、今後は老朽化する施設が増大することに加え、財政状況や組織人員も逼迫することが予想されるため、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行う必要があります。

#### ①公共下水道ストックマネジメント計画の経緯

計画期間	第 I 期		備考
	R3. 4. 1 から R8. 3. 31		
改築計画			
汚水			
管路			
対象延長 (m)	2,051.4		
概算費用 (百万円)	313.77		
ポンプ場			
施設能力	—		
概算費用 (百万円)	6.20		
雨水			
管路			
対象延長 (m)	40.0		
概算費用 (百万円)	40.00		
ポンプ場			
施設能力	—		
概算費用 (百万円)	0.00		

②ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】

○管路施設

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ マンホール	1回/5年で点検を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱ	腐食のおそれの大きい箇所
マンホール蓋		ランクA	
管きよ マンホール	1回/10年で点検を実施 1回/50年で調査を実施（污水）	緊急度Ⅰ・Ⅱ	上記以外の箇所
マンホール蓋		ランクA	

○ポンプ場施設

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池設備	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
雨水ポンプ設備	1回/10～15年で視覚調査、スコープ調査等を実施	健全度1・2	
雨水ポンプ設備 （水中型）	1回/5～10年で視覚調査、分解点検を実施	健全度1・2	1～3年に1回のオイル点検を基本
汚水ポンプ設備 （マンホールポンプ）	1回/5～10年で視覚調査、分解点検を実施	健全度1・2	年1回のオイル点検を基本
防食	1回/7～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
屋根防水	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
外装仕上、外部建具	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
躯体	1回/10～20年で視覚調査、はつり調査を実施	健全度1・2	

【時間計画保全】

○管路施設

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数（50年）	圧送管

○ポンプ場施設

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数（20年）の1.5倍程度	遮断器
自家用発電設備	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	発電機
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数（10年）の2.0倍程度	充電器盤
計測設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	計装計器盤
監視制御設備-1	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	監視盤
監視制御設備-2	標準耐用年数（10年）の1.5倍程度	シーケンスコントローラ
負荷設備	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	コントロールセンタ
受変電設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
負荷設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
計測設備	標準耐用年数（10年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
監視制御設備	標準耐用年数（7年）の1.5倍程度	マンホールポンプ

※緊急度の判断基準

緊急度Ⅰ・・・重度（速やかに措置が必要）

緊急度Ⅱ・・・中度（簡易な対応により必要な措置を5年未満まで許容できる）

ランクA・・・危険度が非常に大きく、緊急に措置が必要

※健全度の判断基準

健全度1・・・機能停止

健全度2・・・使用基準



## V 水洗化普及



## 1. 水洗化普及促進事業の概要

公共下水道の整備による水洗化は、市民の快適な生活環境の保持及び公共用水域の水質保全のための重要な要素であり、建設投資の効率性を確保する観点からも高く望まれています。

下水道法第11条の3に水洗化への改造義務が位置付けられていますが、必ずしも供用開始後の水洗化には至っていない状況です。

本市では、普及促進事業として、供用開始時における地域説明会、広報誌でのPR等市民に啓発を促すとともに、排水設備の切り替え工事を行うための費用負担を軽減し水洗化率を向上させるため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度の活用を促し、利用者への利便性を高めています。

### (1) 下水道排水設備指定工事店制度

下水道接続等の排水設備工事は専門的な技術が伴うため、市が施工能力のある工事店を指定する制度を採用（我孫子市下水道条例第10条）しており、指定を受けた工事店（我孫子市排水設備指定工事店）以外による排水設備工事は認めておりません。

なお、令和6年3月31日現在、指定工事店は179店となっています。

### (2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

本市では、1日でも早く下水道を使っていただけのように、汲取り便所を水洗トイレへ改造し公共下水道へ接続、又は、既存の浄化槽を廃止し公共下水道へ接続する排水設備工事を対象に、資金の融資あっせん及び利子補給を行っています。

なお、融資あっせんの対象者となる要件は、以下のとおりです。

- ① 公共下水道の供用が開始された日から3年以内に行うこと。
- ② 対象工事の施工に必要な資金の調達が困難であること。
- ③ 市税並びに公共下水道に係る使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。
- ④ 償還能力を有すること。
- ⑤ 工事を行おうとする建築物が自己所有以外の建築物の場合は、当該建築物の所有者の同意を得ていること。

項目	汲取り便所の改造	既設浄化槽の切替
融資あっせん額	10万円以上60万円以内	10万円以上40万円以内
利子補給額	年利5%以内	年利5%以内
償還	36回以内	36回以内

### (3) 普及啓発活動

下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）である9月10日を「下水道の日」として、全国的に様々な啓発・普及活動が行われています。

本市においても、毎年「下水道の日」にあわせ、下水道の役割について理解と関心を深めていただくため、様々な啓発・普及活動を実施しています。

- ① マンホールカードの作成・配布
- ② 普及啓発グッズの配布
- ③ 「下水道の日」ポスターの掲示



### (4) 令和5年度末普及状況

項目		
令和5年度末行政人口	(A)	131,262人
令和5年度末供用開始人口	(B)	111,770人
令和5年度末水洗化世帯数		52,592戸
令和5年度末水洗化人口	(C)	110,751人
下水道処理人口普及率	(B/A)	85.2%
水洗化率	(C/B)	99.1%

## 2. 排水設備設置申請状況

(単位：件)

処理区	年度	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
柏 第 6		264	1	0	4	4	6	279
我孫子第1		1,301	19	22	22	24	26	1,414
我孫子第2		1,152	17	35	17	10	39	1,270
我孫子第3		2,871	41	20	60	70	49	3,111
我孫子第4		3,933	47	64	74	118	108	4,344
我孫子第5		3,160	70	66	68	95	68	3,527
我孫子第6		16	0	0	0	0	0	16
我孫子第7		1,627	79	41	35	45	48	1,875
我孫子第8-1		0	0	0	0	0	0	0
我孫子第8-2		1,216	20	16	28	37	35	1,352
我孫子第9-1		1,155	3	1	8	5	7	1,179
我孫子第9-2		232	5	7	6	3	7	260
我孫子第10		1,924	19	31	40	43	51	2,108
我孫子北部第1		69	8	10	4	14	3	108
我孫子北部第2		2,783	75	57	52	66	84	3,117
我孫子北部第3		1	0	2	0	0	0	3
我孫子北部第4		1,425	51	35	76	68	45	1,700
我孫子北部第5		1	0	2	0	1	0	4
我孫子北部第6		262	8	8	28	9	18	333
我孫子北部第7		238	25	24	27	22	37	373
我孫子北部第8		0	0	0	0	0	0	0
我孫子北部第9		50	6	3	1	3	2	65
我孫子北部第10		994	20	7	10	7	25	1,063
合 計		24,674	514	451	560	644	658	27,501

## 3. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況

(単位：円)

年度	項目	汲 取 り		浄 化 槽		合 計		利子補給 金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	～H30	1	480,000	11	1,933,301	12	2,413,301	140,468
	R1	0	0	0	0	0	0	278
	R2	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	480,000	11	1,933,301	12	2,413,301	140,746

※償還期限 36月以内

#### 4. 普及状况

項目		年度				
		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
行政人口 (人) (A)		132,002	131,559	131,147	130,959	131,262
供 用 開 始 人 口 ( 人 )	柏第6处理分区	627	633	627	632	631
	第1处理分区	5,543	5,636	5,637	5,664	5,651
	第2处理分区	3,789	3,813	3,802	3,777	3,739
	第3处理分区	9,435	9,382	9,364	9,269	9,527
	第4处理分区	14,985	14,804	14,687	14,632	14,609
	第5处理分区	10,243	10,267	10,359	10,705	10,989
	第6处理分区	0	0	0	0	0
	第7处理分区	11,876	11,844	11,733	11,676	11,607
	第8-1处理分区	0	0	0	0	0
	第8-2处理分区	4,344	4,360	4,405	4,467	4,529
	第9-1处理分区	2,351	2,290	2,243	2,225	2,195
	第9-2处理分区	2,246	2,217	2,208	2,192	2,199
	第10处理分区	4,892	4,813	4,808	4,787	4,775
	北部第1处理分区	2,363	2,353	2,314	2,303	2,278
	北部第2处理分区	22,251	22,217	22,142	21,954	22,081
	北部第3处理分区	0	0	0	0	0
	北部第4处理分区	8,373	8,375	8,409	8,488	8,523
	北部第5处理分区	0	0	0	0	0
	北部第6处理分区	2,413	2,419	2,437	2,504	2,514
	北部第7处理分区	1,207	1,234	1,259	1,290	1,363
北部第8处理分区	0	0	0	0	0	
北部第9处理分区	1,249	1,225	1,234	1,223	1,218	
北部第10处理分区	3,480	3,431	3,407	3,367	3,342	
合 計 (B)		111,667	111,313	111,075	111,155	111,770
水洗化世帯数 (戸) (C)		49,582	50,074	50,704	51,538	52,592
水洗化人口 (人) (D)		110,463	110,217	110,208	110,216	110,751
普及率 (%) (B/A)		84.6	84.6	84.7	84.9	85.2
水洗化率 (%) (D/B)		98.9	99.0	99.2	99.2	99.1



## VI 財 政

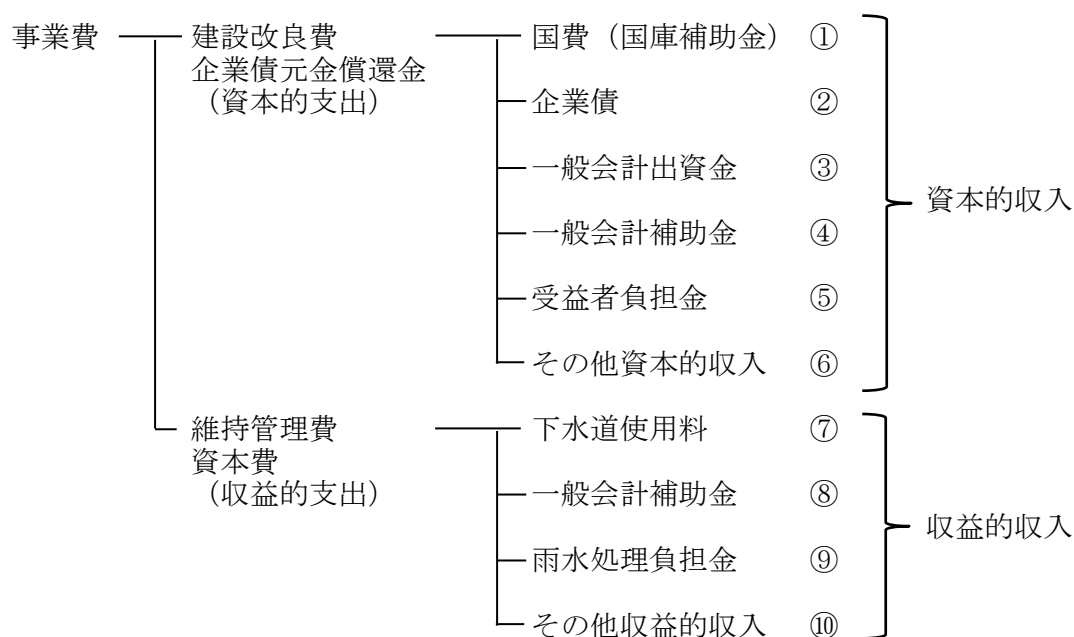




## 1. 下水道財政の概要

### (1) 財源のしくみ

下水道の整備は長期年月、多額の費用を要し、又その施設の維持管理についても相当な費用が必要となります。その財源については、おもに次のとおりです。



### (2) 財源説明

#### ①国費 (国庫補助金)

下水道事業は地方公共団体が実施するものであり、その建設には多額の費用が必要であること、また、公共用水域の水質を保全するなど下水道を緊急に整備する必要があることから、国は下水道の設置に係る地方公共団体に対し補助を行っています。

#### ②企業債

公営企業が必要な資金を外部から調達することによって負担する債務で、償還が一会計年度を超える長期借入資金です。

#### ③一般会計出資金

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に汚水に係る建設改良費に充てるものとして繰り入れるものです。

#### ④一般会計補助金 (資本的収入)

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に企業債元金償還金や雨水に係る建設改良費に充てるものとして繰り入れるものです。

#### ⑤受益者負担金

下水道が整備されることで著しい利益を受け、環境が改善され未整備地区に比べ利便性、快適性が向上し、その利益を受ける限度において負担していただくものです。

#### ⑥その他資本的収入

資本的収入のうち①から⑤以外の収入 (建設負担金など)。

#### ⑦下水道使用料

雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、公費により排除に係る経費を負担することとされていますが、汚水は原因者や受益者が明らかなことから、処理にかかる経費は原則私費 (下水道使用料) により負担するべきとされています。

#### ⑧一般会計補助金 (収益的収入)

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に汚水に係る維持管理費や資本費に充てるものとして繰り入れるものです。

#### ⑨雨水処理負担金

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に雨水に係る維持管理費や資本費に充てるものとして繰り入れるものです。

#### ⑩その他収益的収入

収益的収入のうち⑦から⑨以外の収入 (長期前受金戻入、指定工事店登録申請等手数料や延滞金など)。

## 2. 下水道使用料

### (1) 使用料の概要

収益的収支における営業費用（一般管理費、処理場・管渠等の汚水処理施設維持管理費等）と営業外費用（建設に伴う企業償還金利息等）からなる総費用は、使用料等をもって充てて充てるべきものとされています。

本市の下水道使用料は、事業活動によって得られる収益の他に、一般会計からの繰出金を充当することで高騰を防いでいます。

### (2) 使用料金の変遷（税抜）

項目	S45.4.1 から	S56.10.1 から	H1.9.1 から	H5.9.1 から	H10.1.1 から	R4.4.1 から
使用料体系	S56.9.30 従量制	H1.8.31 従量制	H5.8.31 累進制	H9.12.31 累進制	R4.3.31 累進制	(現行料金) 累進性
使用料制度						
基本料金10 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	300円	450円	600円	800円	900円	990円
11～20 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	30円	45円	60円	90円	108円	124円
21～30 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	30円	45円	65円	95円	114円	131円
31～40 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	30円	45円	75円	110円	131円	151円
41～50 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	30円	45円	95円	140円	167円	192円
51～100 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	30円	45円	130円	190円	227円	261円
100 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 以上	30円	45円	180円	260円	311円	358円
営業用汚水	—	—	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 当たり20円	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 当たり20円	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 当たり20円	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 当たり20円
水道水	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量
井戸水	1世帯5人まで 10 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1世帯5人まで 10 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
水量の算出						

(3) 使用料の調定状況

(単位：件、千m<sup>3</sup>、千円(税込み))

年度 項目 月	R1			R2			R3			R4			R5		
	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額
4	49,452	894	27,520	50,055	915	122,428	50,480	925	124,480	50,908	913	124,432	51,535	890	136,902
5	49,560	1,170	154,644	50,020	913	120,183	50,533	908	122,500	51,068	889	136,812	51,688	872	134,645
6	49,539	811	118,247	50,042	935	123,453	50,574	933	126,988	51,086	913	142,296	51,640	895	139,603
	—	2,875	300,411	—	2,763	366,064	—	2,766	373,968	—	2,719	403,540	—	2,657	411,150
7	49,632	882	121,650	50,098	896	122,235	50,653	895	122,777	51,164	900	140,963	51,705	874	137,778
8	49,659	902	123,610	50,133	934	127,456	50,701	939	128,078	51,120	910	141,012	51,686	913	142,207
9	49,713	875	120,086	50,170	947	129,111	50,723	914	123,583	51,157	887	136,536	51,716	875	136,036
	—	2,659	365,346	—	2,777	378,802	—	2,748	374,438	—	2,698	418,511	—	2,662	416,021
10	49,724	874	120,009	50,195	891	122,410	50,778	887	120,659	51,181	865	134,060	51,826	860	134,672
11	49,753	897	123,642	50,254	933	128,267	50,815	922	125,814	51,254	907	140,243	51,878	899	140,137
12	49,801	870	120,954	50,261	905	123,384	50,808	894	121,763	51,332	871	134,522	51,903	879	136,513
	—	2,641	364,605	—	2,729	374,061	—	2,703	368,236	—	2,642	408,825	—	2,638	411,322
1	49,777	900	124,373	50,258	952	128,691	50,774	934	126,418	51,321	916	139,948	51,931	912	140,150
2	49,873	905	124,170	50,301	939	127,211	50,799	922	125,659	51,329	908	140,939	52,006	904	140,479
3	49,932	880	121,642	50,443	848	115,017	50,883	844	114,709	51,420	817	126,635	52,165	848	131,947
	—	2,685	370,185	—	2,739	370,919	—	2,700	366,786	—	2,641	407,522	—	2,664	412,576
合計	—	10,860	1,400,547	—	11,008	1,489,846	—	10,917	1,483,428	—	10,700	1,638,398	—	10,621	1,651,069

※令和2年度以前(地方公営企業法適用化前)は収入金額及びその収入金額に対応する水量、それ以降は調定金額及びその水量とした。

### 3. 受益者負担金

#### (1) 受益者負担金の概要

都市計画事業の一環である公共下水道事業は、整備区域が特定されます。下水道が整備されますと、整備区域内の土地所有者等権利者は便益を受けることになることから、本市では、都市計画法第75条に基づいて「我孫子市受益者負担金条例」を昭和57年度に制定し、整備区域内の全ての土地に係る受益者に負担金を賦課しています。

受益者負担金の単価は、土地1平方メートル当たり400円となっています。この収入は、末端管渠等の建設費に充てられています。

#### (2) 受益者負担金納入状況

(単位：m<sup>2</sup>、千円)

項目 年度	対象地積	賦課地積	減免地積	猶予地積	賦課額	納入金額
R1	78,328	43,801	1,811	32,716	22,369	22,063
R2	11,874	11,874	0	0	12,612	12,406
R3	13,604	12,403	0	1,201	6,474	6,387
R4	33,319	25,523	1,068	6,728	6,860	6,553
R5	32,213	27,009	0	5,204	8,032	7,806

※平成30年度より、地積については当該年度末の地積とした。

※平成30年度より、賦課額・納入金額については当該年度納付分とした。

#### 4. 下水道事業の財政運営

本市公共下水道事業は、令和2年4月に地方公営企業法を一部適用し、「官公庁会計（現金主義・単式簿記）」から、「企業会計（発生主義・複式簿記）」へ移行しました。

収益的収支は、サービスの対価としての下水道使用料の収入と、サービスの提供に要する支出からなっており、年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が、現金の出入りがあるかないかに拘らず計上されます。

資本的収支は、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等に係る建設改良費、固定資産購入費及び企業債元金償還金等の資本的支出と、これらを賄うための企業債、国庫補助金、負担金及び一般会計からの出資金や補助金等の資本的収入からなっており、原則として現金の動きを伴うもののみが計上されます。

##### (1) 令和5年度決算状況

##### 予算・決算対照表

(単位：円(税込み))

		科目	予算額 (A)	決算額 (B)	執行率 (B/A)	
収益的 収支	収入	第1款 下水道事業収益	3,084,399,000	3,050,499,837	98.9 %	
		第1項 営業収益	1,757,151,000	1,741,327,461	99.1 %	
		第2項 営業外収益	1,289,885,000	1,271,808,963	98.6 %	
		第3項 特別利益	37,363,000	37,363,413	100.0 %	
	支出	第1款 下水道事業費用	2,742,656,000	2,667,579,345	97.3 %	
		第1項 営業費用	2,547,405,000	2,513,786,668	98.7 %	
		第2項 営業外費用	174,770,000	153,413,707	87.8 %	
		第3項 特別損失	710,000	378,970	53.4 %	
		第4項 予備費	19,771,000	0	0.0 %	
収支差引			341,743,000	382,920,492	112.0 %	
資本的 収支	収入	第1款 資本的収入	1,873,922,000	1,367,086,660	73.0 %	
		第1項 企業債	962,100,000	549,300,000	57.1 %	
		第2項 他会計出資金	199,582,000	199,582,000	100.0 %	
		第3項 他会計補助金	216,223,000	216,223,000	100.0 %	
		第4項 国庫補助金	490,296,000	393,950,000	80.3 %	
			第5項 負担金等	5,721,000	8,031,660	140.4 %
	支出	第1款 資本的支出	2,529,689,400	1,877,724,272	74.2 %	
		第1項 建設改良費	1,653,372,400	1,012,197,890	61.2 %	
		第2項 固定資産購入費	3,000,000	0	0.0 %	
		第3項 企業債償還金	865,527,000	865,526,382	100.0 %	
		第4項 予備費	7,790,000	0	0.0 %	
	差引			▲ 655,767,400	▲ 510,637,612	77.9 %
翌年度繰越額に係る財源充当額			—	91,359,000	—	
補てん財源※			655,767,400	601,996,612	91.8 %	
合計			0	0	—	

※資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額91,359,000円を除く。）

1,275,727,660円が資本的支出額1,877,724,272円に不足する額601,996,612円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,697,918円、繰越工事資金25,883,400円、当年度分損益勘定留保資金295,415,294円、減債積立金240,000,000円で補てんしました。

※特別利益は、前年度流域下水道維持管理負担金の精算に伴う返還金です。

※特別損失は、過年度損益修正損です。

(2) 収益的収支表

(単位：円 (税込込み)、%)

年度 項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
下水道事業収益	—	—	2,974,199,936	100.0	2,917,088,172	100.0	3,076,442,749	100.0	3,050,499,837	100.0
営業収益	—	—	1,559,502,262	52.4	1,557,228,572	53.4	1,716,507,431	55.8	1,741,327,461	57.1
下水道使用料	—	—	1,489,846,062	50.1	1,483,427,572	50.9	1,638,397,871	53.3	1,651,069,461	54.1
雨水処理負担金	—	—	69,344,000	2.3	73,446,000	2.5	77,496,000	2.5	89,711,000	2.9
その他営業収益	—	—	312,200	0.0	355,000	0.0	613,560	0.0	547,000	0.1
営業外収益	—	—	1,412,627,742	47.5	1,192,424,866	40.9	1,345,086,662	43.7	1,271,808,963	41.7
他会計補助金	—	—	387,306,000	13.0	184,859,000	6.4	280,650,000	9.1	259,968,000	8.5
長期前受金戻入	—	—	1,025,205,462	34.5	1,007,356,669	34.5	1,062,485,533	34.5	1,011,656,743	33.2
雑収益	—	—	116,280	0.0	209,197	0.0	1,951,129	0.1	184,220	0.0
特別利益	—	—	2,069,932	0.1	167,434,734	5.7	14,848,656	0.5	37,363,413	1.2
過年度損益修正益	—	—	2,069,932	0.1	167,434,734	5.7	14,848,656	0.5	37,363,413	1.2
下水道事業費用	—	—	2,690,913,478	100.0	2,587,326,034	100.0	2,796,350,362	100.2	2,667,579,345	100.0
営業費用	—	—	2,474,318,757	91.9	2,409,048,577	93.1	2,522,109,252	90.3	2,513,786,668	94.1
管渠費 (汚水)	—	—	57,640,598	2.1	46,392,620	1.8	67,102,307	2.4	69,784,400	2.6
管渠費 (雨水)	—	—	5,188,700	0.2	4,833,400	0.2	8,143,300	0.3	11,810,700	0.4
ポンプ場費 (汚水)	—	—	7,049,011	0.3	9,703,493	0.4	10,057,808	0.4	10,598,260	0.4
ポンプ場費 (雨水)	—	—	17,456,645	0.6	18,416,926	0.7	21,501,624	0.8	21,187,079	0.8
流域下水道費	—	—	845,731,781	31.4	787,225,929	30.4	878,581,312	31.4	870,201,412	32.6
普及指導費	—	—	574,792	0.0	730,277	0.0	716,868	0.0	660,175	0.0
業務費	—	—	101,891,465	3.8	104,855,031	4.1	103,289,036	3.7	104,532,565	3.9
総係費 (汚水)	—	—	80,247,743	3.0	92,766,985	3.6	85,468,769	3.1	73,103,834	2.7
総係費 (雨水)	—	—	5,898,416	0.2	6,461,835	0.2	4,885,569	0.2	5,537,997	0.2
減価償却費	—	—	1,352,639,606	50.3	1,337,662,081	51.7	1,342,362,659	48.0	1,346,370,246	50.5
営業外費用	—	—	192,504,889	7.2	177,668,034	6.9	162,903,597	5.9	153,413,707	5.8
支払利息	—	—	162,956,392	6.1	145,631,758	5.7	133,598,067	4.9	125,369,420	4.7
雑支出	—	—	29,548,497	1.1	32,036,276	1.2	29,305,530	1.0	28,044,287	1.1
特別損失	—	—	24,089,832	0.9	609,423	0.0	111,337,513	4.0	378,970	0.1
過年度損益修正損	—	—	1,588,967	0.1	609,423	0.0	296,079	0.0	378,970	0.1
固定資産売却損	—	—	0	0.0	0	0.0	111,041,434	4.0	0	0.0
その他特別損失	—	—	22,500,865	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(3) 資本的収支表

(単位：円 (税込)、%)

項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
資本的收入	-	-	1,187,062,020	100.0	1,257,326,680	100.0	1,191,291,000	100.0	1,367,086,660	100.0
企業債	-	-	684,928,000	57.7	596,300,000	47.5	514,300,000	43.2	549,300,000	40.2
他会計出資金	-	-	96,852,000	8.2	93,242,000	7.4	121,074,000	10.2	199,582,000	14.6
他会計補助金	-	-	249,848,000	21.0	250,620,000	19.9	207,766,000	17.4	216,223,000	15.8
企業償元金償還補助金	-	-	181,086,000	15.2	211,362,000	16.8	154,691,000	13.0	150,247,000	11.0
その他一般会計補助金	-	-	68,762,000	5.8	39,258,000	3.1	53,075,000	4.4	65,976,000	4.8
国庫補助金	-	-	132,822,000	11.2	310,691,000	24.7	310,091,000	26.0	393,950,000	28.8
負担金等	-	-	22,612,020	1.9	6,473,680	0.5	16,860,000	1.4	8,031,660	0.6
工事負担金	-	-	10,000,000	0.8	0	0.0	10,000,000	0.8	0	0.0
受益者負担金	-	-	12,612,020	1.1	6,473,680	0.5	6,860,000	0.6	8,031,660	0.6
固定資産売却代金	-	-	0	0.0	0	0.0	21,200,000	1.8	0	0.0
資本的支出	-	-	1,788,564,148	100.0	1,843,212,480	100.0	1,822,961,707	100.0	1,877,724,272	100.0
建設改良費	-	-	605,190,997	33.9	944,680,110	51.3	922,945,394	50.6	1,012,197,890	53.9
管路建設費(汚水)	-	-	210,761,097	11.8	185,459,842	10.1	262,562,020	14.4	502,661,312	26.8
管路建設費(雨水)	-	-	319,578,400	17.9	705,454,168	38.3	562,156,374	30.8	420,122,678	22.4
管路改良費(汚水)	-	-	37,884,220	2.1	19,482,100	1.0	65,791,000	3.6	58,793,900	3.1
管路改良費(雨水)	-	-	3,294,280	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
流域下水道建設負担金	-	-	33,673,000	1.9	34,284,000	1.9	32,436,000	1.8	30,620,000	1.6
固定資産購入費	-	-	15,926,728	0.9	411,092	0.0	0	0.0	0	0.0
企業償還金	-	-	1,167,446,423	65.2	898,121,278	48.7	900,016,313	49.4	865,526,382	46.1

(4) 損益計算書

(単位：円(税抜き)、%)

年度 項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
営業収益	—	—	1,424,214,814	100.0	1,422,523,999	100.0	1,567,711,160	100.0	1,591,378,306	100.0
下水道使用料	—	—	1,354,558,614	95.1	1,348,722,999	94.8	1,489,601,600	95.0	1,501,120,306	94.3
雨水処理負担金	—	—	69,344,000	4.9	73,446,000	5.2	77,496,000	4.9	89,711,000	5.6
その他営業収益	—	—	312,200	0.0	355,000	0.0	613,560	0.1	547,000	0.1
営業費用	—	—	2,379,984,488	100.0	2,319,518,865	100.0	2,422,851,488	100.0	2,414,581,271	100.0
管渠費(汚水)	—	—	52,435,580	2.2	42,210,600	1.8	61,040,890	2.5	63,479,155	2.6
管渠費(雨水)	—	—	4,717,000	0.2	4,394,000	0.2	7,403,000	0.3	10,737,000	0.4
ポンプ場費(汚水)	—	—	6,408,239	0.3	8,821,414	0.4	9,143,533	0.4	9,634,860	0.4
ポンプ場費(雨水)	—	—	15,870,156	0.7	16,743,136	0.7	19,547,400	0.8	19,261,508	0.8
流域下水道費	—	—	768,847,076	32.3	715,659,939	30.9	798,710,287	33.0	791,092,194	32.8
普及指導費	—	—	522,543	0.0	663,893	0.0	651,704	0.0	600,164	0.1
業務費	—	—	92,628,615	3.9	95,322,765	4.1	93,899,136	3.9	95,029,618	3.9
総係費(汚水)	—	—	80,022,273	3.4	91,584,218	3.9	85,207,310	3.5	72,838,529	3.0
総係費(雨水)	—	—	5,893,400	0.2	6,456,819	0.3	4,885,569	0.2	5,537,997	0.2
減価償却費	—	—	1,352,639,606	56.8	1,337,662,081	57.7	1,342,362,659	55.4	1,346,370,246	55.8
営業損失	—	—	955,769,674	—	896,994,866	—	855,140,328	—	823,202,965	—
営業外収益	—	—	1,412,699,689	100.0	1,192,490,550	100.0	1,344,993,984	100.0	1,271,884,457	100.0
他会計補助金	—	—	387,306,000	27.4	184,859,000	15.5	280,650,000	20.9	259,968,000	20.4
長期前受金戻入	—	—	1,025,205,462	72.6	1,007,356,669	84.5	1,062,485,533	79.0	1,011,656,743	79.5
雑収益	—	—	188,227	0.0	274,881	0.0	1,858,451	0.1	259,714	0.1
営業外費用	—	—	175,570,857	100.0	173,647,655	100.0	152,744,040	100.0	143,476,932	100.0
支払利息	—	—	162,956,392	106.7	145,631,758	83.9	133,598,067	87.5	125,369,420	87.4
雑支出	—	—	12,614,465	8.3	28,015,897	16.1	19,145,973	12.5	18,107,512	12.6
経常利益	—	—	281,359,158	—	121,848,029	—	337,109,616	—	305,204,560	—
特別利益	—	—	2,069,932	100.0	167,434,734	100.0	14,848,656	100.0	37,363,413	100.0
過年度損益修正益	—	—	2,069,932	100.0	167,434,734	100.0	14,848,656	100.0	37,363,413	100.0
特別損失	—	—	24,044,449	100.0	554,228	100.0	111,310,686	100.0	345,399	100.0
過年度損益修正損	—	—	1,543,780	6.4	554,228	100.0	269,252	0.2	345,399	100.0
固定資産売却損	—	—	0	0.0	0	0.0	111,041,434	99.8	0	0.0
その他特別損失	—	—	22,500,669	93.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
当年度純利益	—	—	259,384,641	—	288,728,535	—	240,647,586	—	342,222,574	—
前年度繰越利益剰余金	—	—	0	—	4,835,245	—	338,462	—	457,838	—
その他未処分利益剰余金変動額	—	—	0	—	125,000,000	—	187,000,000	—	240,000,000	—
当年度未処分利益剰余金	—	—	259,384,641	—	418,563,780	—	427,986,048	—	582,680,412	—



(5) 費用構成及び汚水処理原価・使用料単価

(単位：m<sup>3</sup>、千円 (税抜き)、%)

年度 項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率
総処理水量	—	—	14,462,840	—	13,987,820	—	14,255,442	—	13,645,503	—
有収水量 (A)	—	—	10,875,351	—	10,787,212	—	10,571,807	—	10,500,953	—
下水道使用料※ (B)	—	—	1,338,956	—	1,334,797	—	1,474,892	—	1,486,462	—
汚水処理費※ (C)	—	—	1,635,573	100.0	1,618,617	100.0	1,586,491	100.0	1,575,612	100.0
職員給与費	—	—	59,883	3.7	63,640	3.9	66,163	4.2	55,587	3.5
動力費	—	—	887	0.1	863	0.1	1,130	0.1	1,019	0.1
修繕費	—	—	34,883	2.1	34,671	2.1	52,631	3.3	52,212	3.3
委託料	—	—	116,357	7.1	120,687	7.5	110,871	7.0	115,428	7.3
流域下水道 管理運営費負担金	—	—	669,082	40.9	645,240	39.8	692,747	43.6	698,157	44.3
その他	—	—	20,186	1.2	11,517	0.7	11,901	0.8	10,253	0.7
小計	—	—	901,278	—	876,618	—	935,443	—	932,656	—
減価償却費	—	—	614,742	37.6	637,530	39.4	559,454	35.2	561,692	35.6
資本払利息	—	—	119,553	7.3	104,469	6.5	91,594	5.8	81,264	5.2
小計	—	—	734,295	—	741,999	—	651,048	—	642,956	—
使用料単価 (円) (B/A) × 1000	—	—	123.1	—	123.7	—	139.5	—	141.6	—
汚水処理原価 (円) (C/A) × 1000	—	—	150.4	—	150.0	—	150.1	—	150.0	—

※下水道使用料については、地域下水道による使用料収入分を除いた額。

※汚水処理費については、公費負担分を除いた額

## (6) 貸借対照表

## (資産の部)

(単位：円(税抜き)、%)

項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
固定資産	—	—	35,226,967,889	100.0	35,226,967,889	100.0	34,662,311,714	100.0	34,281,568,786	100.0
有形固定資産	—	—	31,808,059,822	90.1	31,808,059,822	90.3	31,383,478,731	90.5	31,145,140,005	90.9
土地	—	—	1,247,014,577	3.5	1,247,014,577	3.6	1,181,839,014	3.4	1,181,839,014	3.4
建物	—	—	1,206,850,786	3.3	1,206,850,786	3.2	1,136,141,091	3.0	1,136,141,091	3.0
減価償却累計額	—	—	▲ 62,023,580	—	▲ 62,023,580	—	▲ 82,962,254	—	▲ 110,030,615	—
構築物	—	—	30,231,180,664	80.2	30,231,180,664	79.7	31,355,838,488	81.2	32,442,946,604	82.1
減価償却累計額	—	—	▲ 2,155,444,020	—	▲ 2,155,444,020	—	▲ 3,231,117,048	—	▲ 4,312,806,229	—
機械及び装置	—	—	1,043,480,278	2.7	1,043,480,278	2.6	1,043,480,278	2.4	1,043,480,278	2.3
減価償却累計額	—	—	▲ 135,986,135	—	▲ 135,986,135	—	▲ 203,983,416	—	▲ 271,271,467	—
車両運搬具	—	—	253,845	0.0	253,845	0.0	253,845	0.0	253,845	0.0
減価償却累計額	—	—	0	—	0	—	0	—	0	—
工具、器具及び備品	—	—	381,972	0.0	381,972	0.0	381,972	0.0	381,972	0.0
減価償却累計額	—	—	0	—	0	—	▲ 84,087	—	▲ 168,174	—
建設仮勘定	—	—	432,351,435	0.4	432,351,435	1.2	183,690,848	0.5	34,373,686	0.1
無形固定資産	—	—	3,415,908,067	9.9	3,415,908,067	9.7	3,275,832,983	9.5	3,133,428,781	9.1
施設利用権	—	—	3,412,020,771	9.9	3,412,020,771	9.7	3,273,038,989	9.5	3,131,728,089	9.1
ソフトウェア	—	—	3,887,296	0.0	3,887,296	0.0	2,793,994	0.0	1,700,692	0.0
投資その他の資産	—	—	3,000,000	0.0	3,000,000	0.0	3,000,000	0.0	3,000,000	0.0
流動資産	—	—	472,489,536	100.0	472,489,536	100.0	444,672,420	100.0	527,296,448	100.0
現金預金	—	—	172,078,903	24.2	172,078,903	36.4	56,447,154	12.7	173,435,415	32.9
未収金	—	—	215,505,556	62.4	215,505,556	45.4	247,209,958	55.3	224,304,015	42.3
未収金貸倒引当金	—	—	▲ 1,264,923	—	▲ 1,264,923	—	▲ 1,284,692	—	▲ 1,342,982	—
前払金	—	—	86,170,000	13.4	86,170,000	18.2	142,300,000	32.0	130,900,000	24.8
資産合計	—	—	35,699,457,425	—	35,699,457,425	—	35,106,984,134	—	34,808,865,234	—

## (負債・資本の部)

(単位：円(税抜き)、%)

項目	R1		R2		R3		R4		R5	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
固定負債	—	—	11,081,078,048	100.0	10,777,361,735	100.0	10,426,135,353	100.0	10,141,807,202	100.0
企業債	—	—	11,081,078,048	100.0	10,777,361,735	100.0	10,426,135,353	100.0	10,141,807,202	100.0
建設改良等企業債	—	—	11,081,078,048	100.0	10,777,361,735	100.0	10,426,135,353	100.0	10,141,807,202	100.0
流動負債	—	—	1,115,380,113	100.0	1,146,251,081	100.0	1,043,857,564	100.0	887,522,449	99.9
一時借入金	—	—	150,000,000	13.4	200,000,000	17.4	140,000,000	13.4	0	0.0
企業債	—	—	898,121,278	80.6	900,016,313	78.6	865,526,382	82.9	833,628,151	93.9
建設改良等企業債	—	—	898,121,278	80.6	900,016,313	78.6	865,526,382	82.9	833,628,151	93.9
未払金	—	—	55,248,355	5.0	35,735,918	3.1	26,953,553	2.6	42,965,072	4.8
営業未払金	—	—	15,078,504	1.4	22,555,060	2.0	21,140,830	2.0	20,354,173	2.3
営業外未払金	—	—	29,431,100	2.6	9,661,800	0.8	5,743,000	0.6	6,540,400	0.7
その他未払金	—	—	10,738,751	1.0	3,519,058	0.3	69,723	0.0	16,070,499	1.8
引当金	—	—	11,361,000	1.0	9,830,000	0.9	10,406,000	1.0	9,920,408	1.1
賞与引当金	—	—	9,316,000	0.8	8,059,000	0.7	8,477,000	0.8	8,045,000	0.9
法定福利費引当金	—	—	2,045,000	0.2	1,771,000	0.2	1,929,000	0.2	1,875,408	0.2
預り金	—	—	649,480	0.0	668,850	0.0	971,629	0.1	1,008,818	0.1
預り諸税	—	—	206,464	0.0	201,334	0.0	205,791	0.0	191,564	0.0
その他預り金	—	—	443,016	0.0	467,516	0.0	765,838	0.1	817,254	0.1
繰延収益	—	—	22,186,814,019	100.0	21,746,274,071	100.0	21,245,699,933	100.0	20,846,438,885	100.0
長期前受金	—	—	23,212,019,481	100.0	23,778,836,202	100.0	24,281,966,576	100.0	24,894,363,111	100.0
収益化累計額	—	—	▲ 1,025,205,462	—	▲ 2,032,562,131	—	▲ 3,036,267,483	—	▲ 4,047,924,226	—
負債合計	—	—	34,383,272,180	—	33,669,886,887	—	32,715,692,010	—	31,875,768,536	—
資本金	—	—	242,554,771	100.0	465,346,167	100.0	817,645,485	100.0	1,204,755,695	100.0
資本金	—	—	242,554,771	100.0	465,346,167	100.0	817,645,485	100.0	1,204,755,695	100.0
固有資本金	—	—	145,702,771	60.1	145,702,771	31.3	145,702,771	17.8	145,702,771	12.1
出資金	—	—	96,852,000	39.9	190,094,000	40.9	311,168,000	38.1	510,750,000	42.4
組入資本金	—	—	—	—	129,549,396	28	360,774,714	44	548,302,924	45.5
剰余金	—	—	1,405,045,232	100.0	1,564,224,371	100.0	1,573,646,639	100.0	1,728,341,003	99.9
資本剰余金	—	—	1,145,660,591	81.5	1,145,660,591	73.2	1,145,660,591	72.8	1,145,660,591	66.2
受贈財産評価額	—	—	1,032,356,710	73.5	1,032,356,710	66.0	1,032,356,710	65.6	1,032,356,710	59.7
補助金	—	—	111,394,826	7.9	111,394,826	7.1	111,394,826	7.1	111,394,826	6.4
負担金等	—	—	1,909,055	0.1	1,909,055	0.1	1,909,055	0.1	1,909,055	0.1
利益剰余金	—	—	259,384,641	18.5	418,563,780	26.8	427,986,048	27.2	582,680,412	33.7
当年度未処分利益剰余金	—	—	259,384,641	18.5	418,563,780	26.8	427,986,048	27.2	582,680,412	33.7
資本合計	—	—	1,647,600,003	—	2,029,570,538	—	2,391,292,124	—	2,933,096,698	—
負債・資本合計	—	—	36,030,872,183	—	35,699,457,425	—	35,106,984,134	—	34,808,865,234	—

(7) 固定資産明細書

①有形固定資産明細書

(単位：円 (税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度末 償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額		
土地	1,181,839,014	0	0	1,181,839,014	0	0	1,181,839,014	
建物	1,136,141,091	0	0	1,136,141,091	27,068,361	0	1,026,110,476	
構築物	31,355,838,488	1,087,108,116	0	32,442,946,604	1,081,689,181	0	28,130,140,375	
機械及び装置	1,043,480,278	0	0	1,043,480,278	67,288,051	0	772,208,811	
車両運搬具	253,845	0	0	253,845	0	0	253,845	
工具、器具及び備品	381,972	0	0	381,972	84,087	0	213,798	
小計	34,717,934,688	1,087,108,116	0	35,805,042,804	1,176,129,680	0	31,110,766,319	
建設仮勘定	183,690,848	34,373,686	183,690,848	34,373,686	0	0	34,373,686	
合計	34,901,625,536	1,121,481,802	183,690,848	35,839,416,490	1,176,129,680	0	31,145,140,005	

②無形固定資産明細書

(単位：円 (税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度 減価償却高	年度末現在高	備考
施設利用権	3,273,038,989	27,836,364	0	169,147,264	3,131,728,089	
ソフトウェア	2,793,994	0	0	1,093,302	1,700,692	
合計	3,275,832,983	27,836,364	0	170,240,566	3,133,428,781	

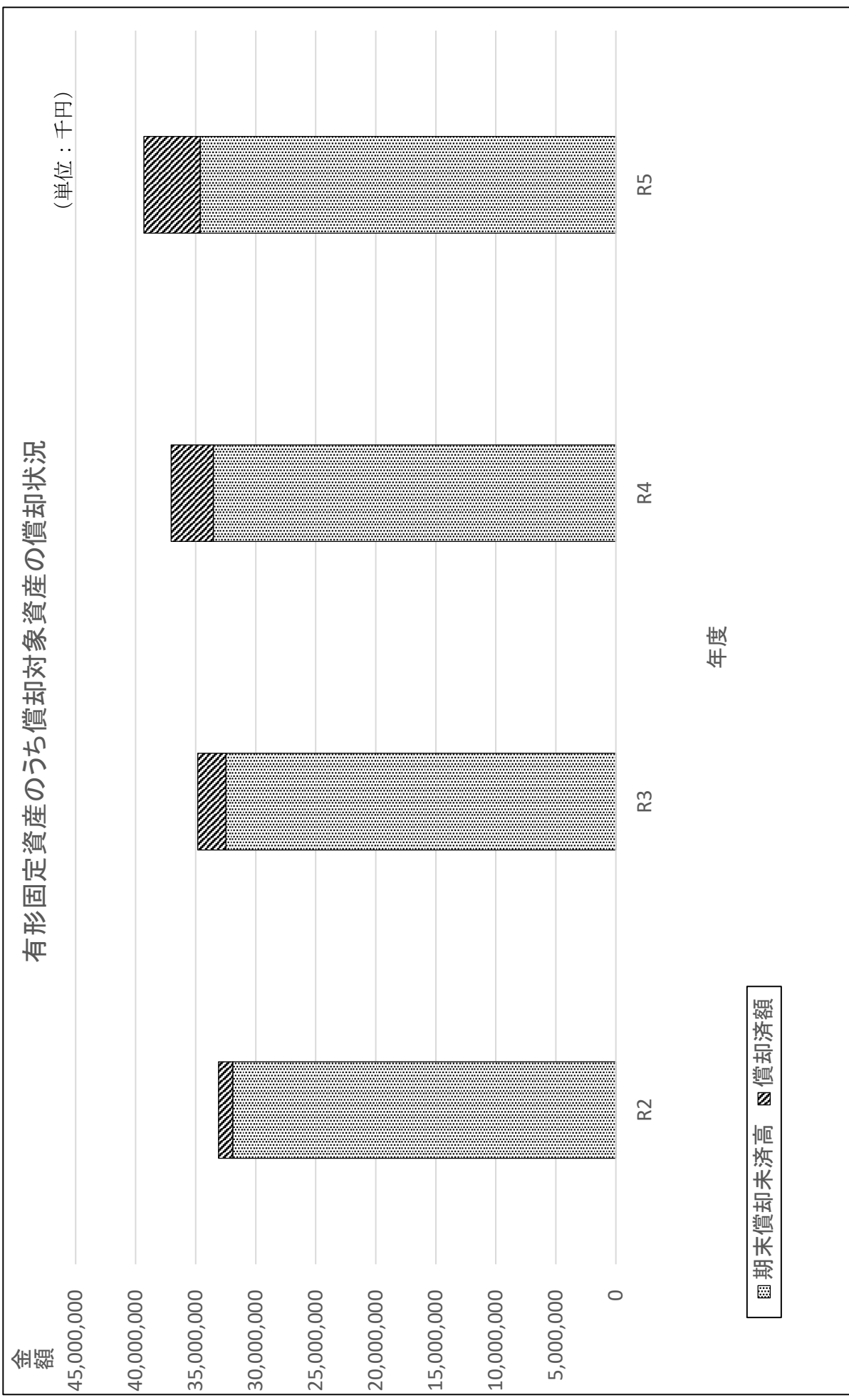
③投資その他資産明細書

(単位：円 (税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
その他投資	3,000,000	0	0	3,000,000	公益財団法人千葉県下水道公社出捐金
合計	3,000,000	0	0	3,000,000	

### 有形固定資産のうち償却対象資産の償却状況

(単位：千円)



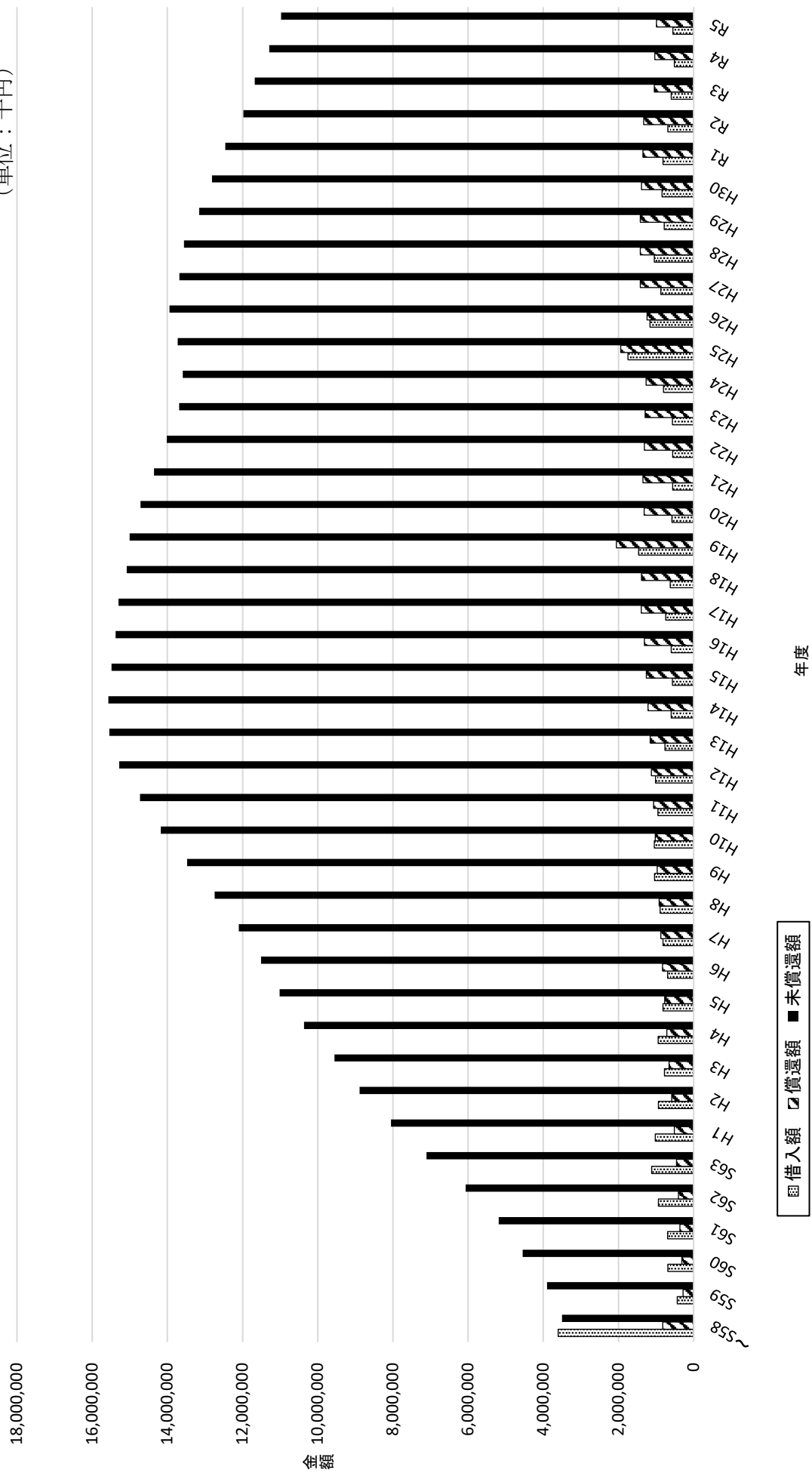
## (8) 企業債償還表

(単位:千円)

年度	項目	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
				元 金	利 息	
~S58		3,606,522	822,742	104,435	718,307	3,502,087
S59		434,500	282,409	37,169	245,240	3,899,418
S60		688,780	316,169	39,683	276,486	4,548,515
S61		692,300	365,127	54,204	310,923	5,186,611
S62		940,200	405,329	63,124	342,205	6,063,687
S63		1,116,700	454,073	72,915	381,158	7,107,472
H1		1,021,300	514,209	79,688	434,521	8,049,084
H2		935,700	585,982	96,606	489,376	8,888,178
H3		779,800	652,049	113,021	539,028	9,554,957
H4		944,300	712,483	135,808	576,675	10,363,449
H5		814,600	772,376	163,516	608,860	11,014,533
H6		690,700	826,354	195,481	630,873	11,509,752
H7		817,800	873,533	225,763	647,770	12,101,789
H8		893,800	916,267	255,802	660,465	12,739,787
H9		1,037,900	969,114	301,067	668,047	13,476,620
H10		1,046,700	1,017,775	347,448	670,327	14,175,872
H11		950,700	1,066,358	398,771	667,587	14,727,801
H12		1,011,600	1,121,054	457,181	663,873	15,282,220
H13		763,700	1,154,561	501,633	652,928	15,544,287
H14		599,300	1,216,721	575,170	641,551	15,568,417
H15		564,400	1,259,653	643,973	615,680	15,488,844
H16		597,800	1,307,038	708,554	598,484	15,378,090
H17		742,600	1,391,678	819,368	572,310	15,301,322
H18		623,400	1,389,003	843,926	545,077	15,080,796
H19		1,463,000	2,058,181	1,540,432	517,749	15,003,364
H20		579,100	1,313,794	864,140	449,654	14,718,324
H21		558,600	1,350,805	918,541	432,264	14,358,383
H22		555,600	1,309,388	897,266	412,122	14,016,717
H23		567,700	1,288,243	899,757	388,486	13,684,660
H24		803,900	1,262,867	897,556	365,311	13,591,004
H25		1,749,600	1,939,415	1,612,805	326,610	13,727,799
H26		1,161,800	1,237,346	943,118	294,228	13,946,481
H27		871,300	1,420,047	1,139,886	280,161	13,677,895
H28		1,044,700	1,417,358	1,161,370	255,988	13,561,225
H29		780,000	1,419,943	1,187,593	232,350	13,153,632
H30		840,500	1,386,467	1,178,634	207,833	12,815,498
R1		813,040	1,351,297	1,166,821	184,476	12,461,717
R2		684,928	1,330,354	1,167,446	162,908	11,979,199
R3		596,300	1,043,689	898,121	145,568	11,677,378
R4		514,300	1,033,542	900,016	133,526	11,291,662
R5		549,300	990,886	865,526	125,360	10,975,436
合計		36,448,770	43,545,679	25,473,334	18,072,345	10,975,436

# 企業債残高の推移

(単位：千円)



(9) 経営分析

項目	年度					算出基礎	説明		
	R5								
	R1	R2	R3	R4	R5				
経営の健全性・効率性	経常収支比率 (%)	—	111.0	104.9	113.1	$\frac{2,863,263千円}{2,558,058千円} \times 100$	111.9 $\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$	維持管理費や支払利息等の費用を使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益によってどの程度賄えているかを表す指標。	
	累積欠損金比率 (%)	—	0.0	0.0	0.0	$\frac{0千円}{1,577,078千円} \times 100$	0.0	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。
	流動比率 (%)	—	33.1	41.2	42.6	$\frac{527,296千円}{887,523千円} \times 100$	59.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
	企業債残高対事業規模比率 (%)	—	471.3	471.4	364.7	$\frac{4,896,227千円}{1,501,667千円} \times 100$	326.1	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	企業債残高の規模を表す指標。
	経費回収率 (%)	—	81.9	82.5	93.0	$\frac{1,486,462千円}{1,575,612千円} \times 100$	94.3	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{下水処理費} (\text{公費負担分を除く})} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標。
	汚水処理原価 (円/㎡)	152.7	150.4	150.0	150.1	$\frac{1,575,612千円}{10,500,953㎡} \times 1000$	150.0	$\frac{\text{汚水処理費} (\text{公費負担分を除く})}{\text{有収水}}$	有収水量1㎡あたりの汚水処理費であり、汚水処理に係るコストを表す指標。
	水洗化率 (%)	98.9	99.0	99.2	99.2	$\frac{110,751人}{111,770人} \times 100$	99.1	$\frac{\text{水洗便所設置人口}}{\text{処理区内人口}} \times 100$	処理区内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標。
	有形固定資産減価償却率 (%)	—	3.7	7.2	10.5	$\frac{4,694,276千円}{34,623,203千円} \times 100$	13.6	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示す。
	管渠老朽化率 (%)	—	10.4	12.2	12.1	$\frac{56.29km}{390km} \times 100$	14.4	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化割合を示す。
	管渠改善率 (%)	—	0.0	0.0	0.2	$\frac{0.44km}{390km} \times 100$	0.1	$\frac{\text{改善} (\text{更新} \cdot \text{改良} \cdot \text{修繕}) \text{管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができる。





## **VII 災害対策**



## 1. 下水道施設の地震対策

本市を含む関東地域における大地震は、1600年以降、マグニチュード8クラスで1703年の元禄関東地震、1923年の関東大震災が発生しています。マグニチュード7クラスでは1855年の安政江戸地震や1894年の明治東京地震など数回発生しています。

また、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）において、本市では震度5弱を記録し、家屋被害として874件の被害、また、布佐地区などの低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路や地下埋設管などに大きな被害をもたらしました。

### (1) 我孫子市下水道総合地震対策計画

本市の下水道施設は1980年以前に整備された路線が多く、所定の耐震性能を有していないため、緊急的な耐震対策が必要となったことから、平成21年8月に「我孫子市下水道総合地震対策計画」を国土交通省の同意を得て策定し、広域避難場所などから排水を受ける管路、道路管理者の指定する緊急輸送道路を占用する管路、河川・軌道横断等災害時に周辺への二次災害を誘発する恐れのある管路について、本計画に基づき総合地震対策事業を実施しています。

#### ① 下水道総合地震対策計画の経緯

計画期間	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	備考
	H21.4.1 から H26.3.31	H26.4.1 から H31.3.31	H31.4.1 から R6.3.31	
計画目標	M7.3	M7.3	M6.9	
防災対策				
マンホール浮上防止				
箇所	249	282	265	
延長 (m)	10,133	10,496	8,900	
マンホールトイレ設置				
箇所	8	8	4	
数量 (基)	62	62	32	
減災対策				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継ポンプ場を備蓄倉庫としての有効利用</li> <li>・我孫子市下水道BCPに基づく防災訓練の実施</li> <li>・重要情報の保管およびバックアップの実施</li> <li>・可搬式ポンプや仮配管等復旧資機材の調達方法の確保</li> <li>・被災時に調達できない復旧資機材の備蓄</li> <li>・関係部局と連携したマンホールトイレ・仮設トイレ用資機材の調達方法の確保および必要な備蓄</li> <li>・我孫子市建設業会との災害時における協力に関する協定の締結</li> </ul>				減災対策は、我孫子市地域防災計画に基づき、我孫子市市民安全課が主体となって行う事業

### (2) 令和5年度末地震対策実施状況

項目	数値	備考
重要な管渠延長 (A)	50,177.77m	
令和5年度末耐震化実施済延長 (B)	22,297.49m	
耐震化実施率 (B/A)	44.4%	
マンホールトイレ設置予定数 (C)	106基	
マンホールトイレ設置済数 (D)	47基	
マンホールトイレ設置率 (D/C)	44.3%	

## (3) 耐震化実施状況

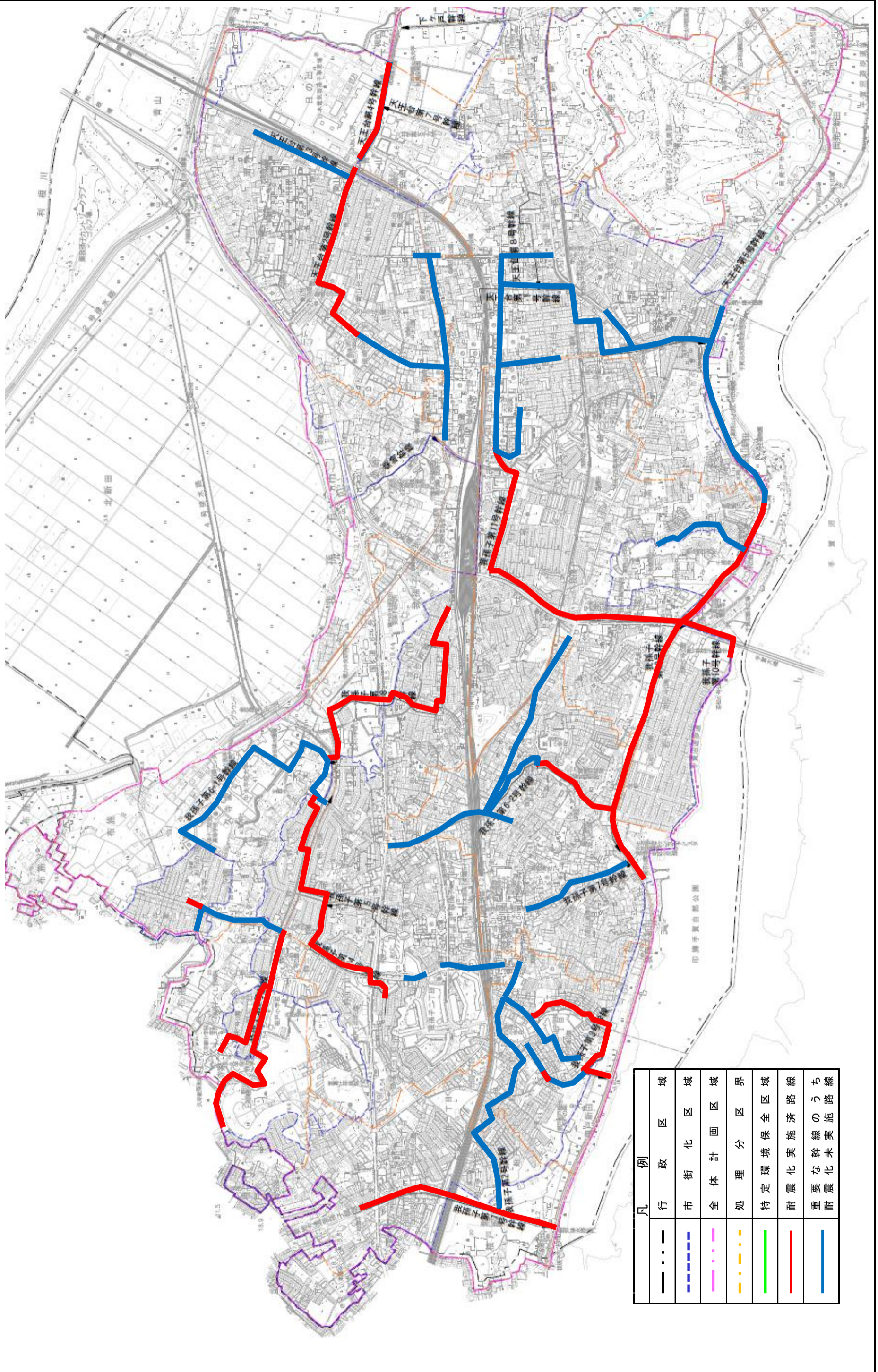
(単位：m)

項目		年度				
		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
重要な管渠延長 (A)		50,177.77	50,177.77	50,177.77	50,177.77	50,177.77
耐 震 化 実 施 延 長	柏第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第1処理分区	992.72	992.72	992.72	992.72	992.72
	第2処理分区	1,247.72	1,247.72	1,247.72	1,277.55	1,277.55
	第3処理分区	1,421.51	1,421.51	1,421.51	1,421.51	1,421.51
	第4処理分区	4,552.66	4,552.66	4,552.66	4,552.66	4,552.66
	第5処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第7処理分区	237.96	237.96	945.76	945.76	945.76
	第8-1処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第8-2処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第9-1処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第9-2処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第10処理分区	1,958.07	2,810.91	4,187.75	4,748.41	4,748.41
	北部第1処理分区	1,721.21	1,721.21	1,721.21	1,721.21	1,721.21
	北部第2処理分区	3,472.88	3,472.88	3,622.21	3,622.21	3,622.21
	北部第3処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第4処理分区	1,237.51	1,237.51	1,237.51	1,659.17	1,659.17
	北部第5処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第7処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
北部第8処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
北部第9処理分区	1,316.44	1,316.44	1,316.44	1,356.29	1,356.29	
北部第10処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計 (B)		18,158.68	19,011.52	21,245.49	22,297.49	22,297.49
耐震化実施率 (%) (B/A)		36.2	37.9	42.3	44.4	44.4





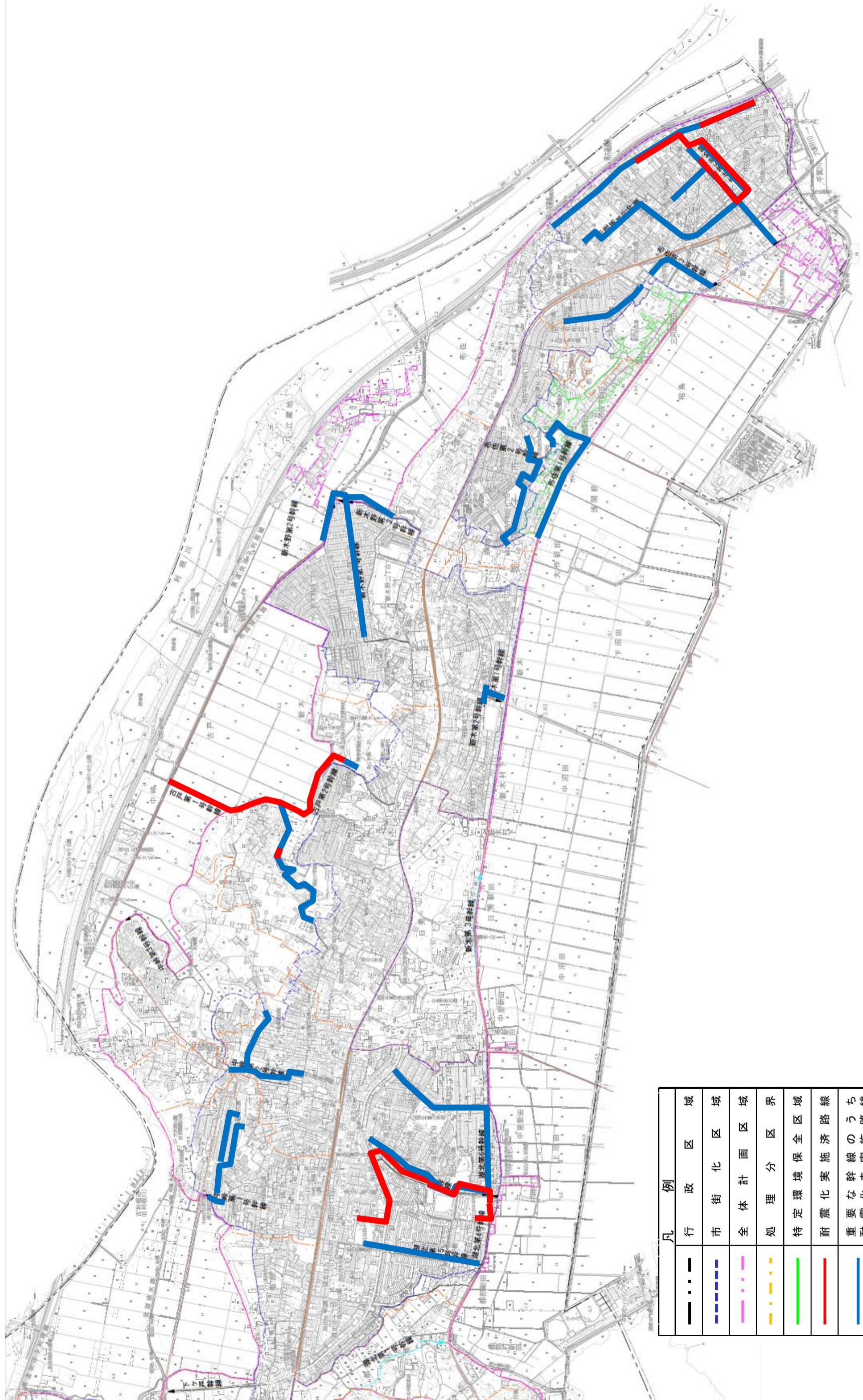
耐震化実施箇所図（西部）



凡 例	
—	行政区域
---	市街化区域
---	全体計画区域
---	処 理 分 区 界
---	特定環境保全区域
---	耐震化実施済路線
---	重要な幹線のうち耐震化未実施路線



耐震化実施箇所図（東部）





## 2. 下水道事業業務継続計画

災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難であり、平時から災害に備えるため、また、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、「下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を策定し、運用を行っています。

### 災害発生時の業務継続戦略総括表

事項	説明		
対象災害と発動基準	下水道BCPの発動基準は、全庁BCPと整合を図り次のとおりとする。 大規模な地震の発生等により、市災害対策本部が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。 ■災害対策本部設置基準 ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置・自動配備） イ その他の状況により市長が必要と認めたとき		
対応体制	下水道対策本部を設置。本部長は建設部長、副本部長は下水道課長及び治水課長とする。 班編成：総務班、調査班、復旧班を置く。 市内に震度5弱以上の地震が発生した、または、大雨・洪水警報等が想定されるときは、各班長は状況を確認し、本部長、副本部長、関係部局へ状況を報告する。なお、班長が状況確認に時間を要する場合、班員が状況を確認し、班長へ報告する。		
対応拠点	下水道課及び治水課に下水道対策本部を置く。 同課が使用できない場合、災害対策本部長またはその代理の判断により、消防本部庁舎大会議室に代替拠点を置く。		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	下水道対策本部立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げ。	発災直後
	職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認。	下水道対策本部設置直後
	関係部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。 処理場の被害状況の確認。	下水道対策本部設置後速やかに
	被害状況等の情報収集と情報発信	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について県及び市災害対策本部へ報告。	発災後1日以内以降、随時
	緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	発災後2日以内
	緊急調査（0次調査）	重要な幹線等の目視調査を実施。	発災後2日以内
	汚水溢水の緊急措置	汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管等を配置。	発災後3日以内
	緊急輸送路における交通障害対策	道路課と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消	発災後3日以内
	浸水対策（降雨が予想される場合）	雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復。 雨水溢水に対する緊急措置を実施。 仮設ポンプ等の手配を実施。	発災後3日以内
	降灰対策	道路課に緊急輸送路等の火山灰の除去（啓開）を要請。	発災後3日以内
	支援要請	千葉県や協定自治体等へ支援要請。	発災後3日以内
	1次調査	人孔蓋を開けて調査を実施。	発災後3日から7日以内
応急復旧	汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮設配管等を配置。	発災後3日から7日以内	



### 3. 災害協定

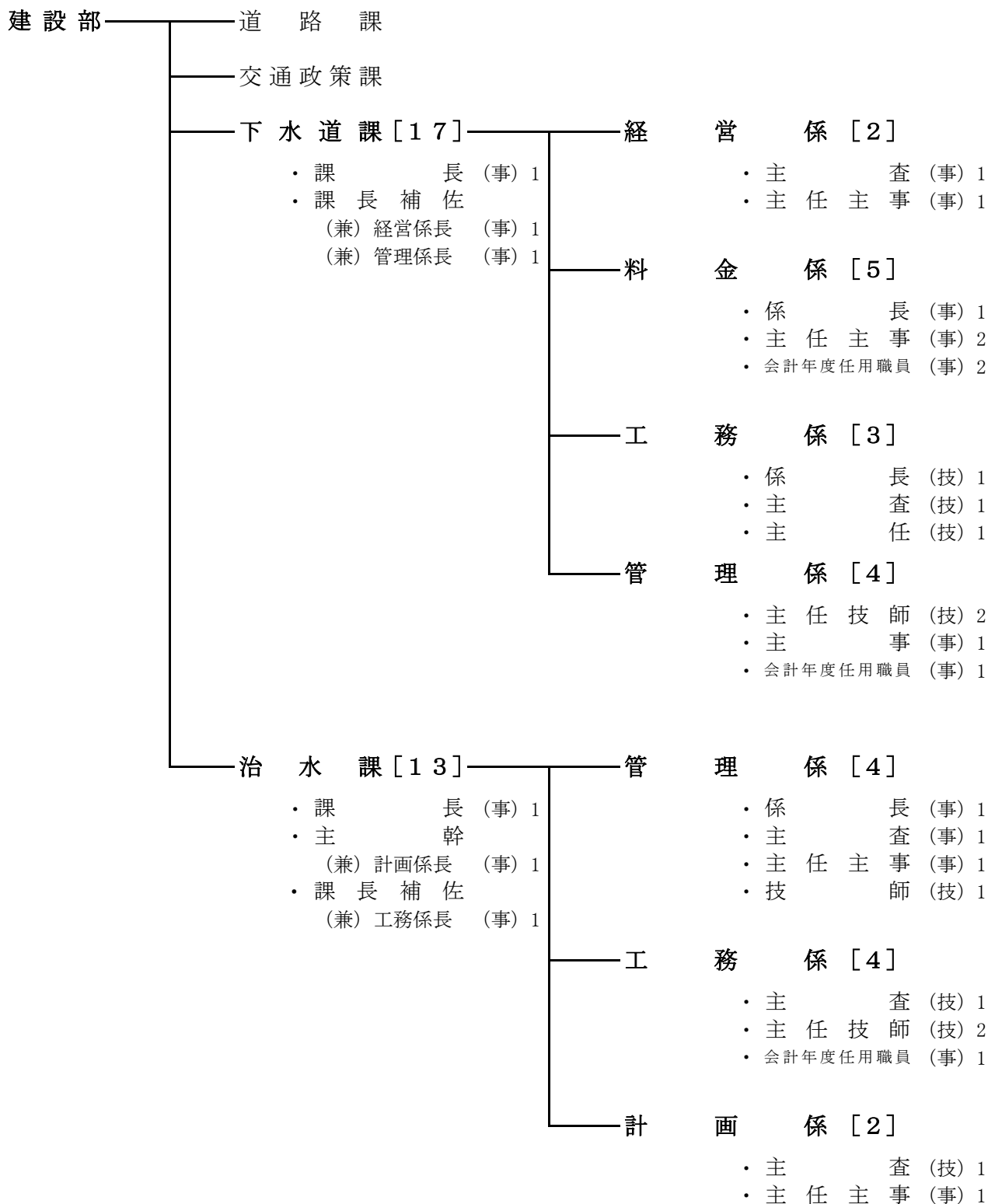
協定	締結先	内容	備考
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	東葛飾8市1町	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定	県内市町村	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
我孫子市及び取手市災害時相互応援に関する協定	取手市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
大和市・我孫子市災害時相互応援協定書	神奈川県大和市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
足利市・我孫子市災害時相互応援協定書	栃木県足利市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
山形県金山町・我孫子市災害時相互応援協定書	山形県金山町	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
災害時における相互応援協定書	茨城県つくば市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	北茨木市他 計64市町村	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	原子力災害発生時の広域避難	市民安全課
地震・風水害・その他災害応急業務に関する協定	我孫子電設協同組合	電気設備等の応急対策活動	市民安全課
協定書	千葉県石油商業協同組合我孫子支部	ガソリンの供給	市民安全課
災害応急復旧工事等に関する協定書	我孫子建設業会	応急対策活動	市民安全課
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	東葛環境整備事業協同組合	調査、清掃、応急復旧対応	下水道課
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) アクティオ	資機材（発電機）の提供	治水課 下水道課



## **VIII 組織及び人員**



1. 建設部下水道課・治水課の構成 (令和6年3月31日現在)



職名 所属	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主任技師	主任主事	技師	主事	会計年度任用職員	合計
下水道課	1	0	2	2	2	1	2	3	0	1	3	17
治水課	1	1	1	1	3	0	2	2	1	0	1	13

※正職員の内訳 (下水道課：事務職9人、技術職5人 ・ 治水課：事務職7人、技術職5人)

## 2. 事務分掌

区	分	事務の概目
建設部下水道課	経営係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業の計画に関する事。</li> <li>・ 流域下水道との調整及び協議に関する事。</li> <li>・ 区域外流入に関する事。</li> <li>・ 公共下水道事業審議会に関する事。</li> <li>・ 公共下水道事業の経営及び分析に関する事。</li> <li>・ 予算及び決算に関する事。</li> <li>・ 下水道事業年報に関する事。</li> <li>・ 国及び県補助金並びに起債に関する事。</li> <li>・ 固定資産の取得、管理、処分及び減価償却に関する事。</li> </ul>
	料金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料に関する事。</li> <li>・ 受益者負担金に関する事。</li> <li>・ 公共下水道の供用開始手続に関する事。</li> <li>・ 公金の出納その他の会計事務に関する事。</li> <li>・ 出納取扱金融機関等に関する事。</li> </ul>
	工務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の設計及び工事にに関する事。</li> <li>・ 公共下水道工事に伴う物件補償に関する事。</li> <li>・ 下水道施設等の災害復旧工事にに関する事。</li> <li>・ 総合地震対策事業に関する事。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道台帳の整備に関する事。</li> <li>・ 公共下水道施設の維持管理に関する事。</li> <li>・ 地域下水処理場に係る管渠の維持管理に関する事。</li> <li>・ 特定事業場、除外施設及び水質規制に関する事。</li> <li>・ 下水道の普及促進に関する事。</li> <li>・ 排水設備の設計審査及び検査等に関する事。</li> <li>・ 下水道排水設備指定工事店に関する事。</li> <li>・ 開発行為等における公共下水道の協議及び調整に関する事。</li> </ul>

区	分	事務の概目
建設部治水課	工務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準用河川及び幹線排水路等の設計及び工事に関する事。</li> <li>・ 準用河川及び幹線排水路等の災害復旧工事に関する事。</li> <li>・ 竣工検査に関する事。</li> <li>・ 工事に伴う補償に関する事。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 準用河川の指定に関する事。</li> <li>・ 準用河川、幹線排水路及び排水機場等の排水施設の維持管理に関する事。</li> <li>・ 準用河川の占用許可及び幹線排水路等の使用許可に関する事。</li> <li>・ 雨水流出抑制の指導に関する事。</li> <li>・ 開発行為等に伴う用地取得及び登記に関する事。</li> <li>・ 水防計画に関する事。</li> <li>・ 雨水貯留タンク設置補助金に関する事。</li> </ul>
	計画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準用河川及び幹線排水路等の整備に係る調査、調整及び計画に関する事。</li> <li>・ 公共下水道事業（雨水）の計画に関する事。</li> <li>・ 国及び県補助金並びに起債に関する事。</li> <li>・ 用地取得に関する事。</li> </ul>





# 資 料



# 1. 令和5年度末整備状況（日本人+外国人）

令和6年3月31日 住民基本台帳人口 ① 131,262 人

上段：面積 (ha) 下段：人口 (人) x / y : 比率 (%)

処理分区名	②全体計画	③事業計画	④整備済累計	④/② 全体計画整備率	④/③ 事業計画整備率	④/① 人口整備率	⑤供用開始済	⑤/③ 供用開始率	⑤/① 人口普及率	⑥水洗化人口	⑥/⑤ 水洗化率
柏 第 6	8.00 510	8.00 510	8.00 631	100.0 123.7	100.0 123.7	100.0 123.7	8.00 631	100.0 123.7	100.0 123.7	623	98.7
我 孫 子 第 1	91.00 5,610	67.55 5,550	50.24 5,651	55.2 101.8	74.4 101.8	74.4 101.8	50.24 5,651	74.4 101.8	74.4 101.8	5,651	100.0
我 孫 子 第 2	56.00 4,140	46.00 4,070	45.35 3,739	81.0 90.3	98.6 91.9	98.6 91.9	45.35 3,739	98.6 91.9	98.6 91.9	3,739	100.0
我 孫 子 第 3	109.20 8,880	108.00 8,870	108.68 9,527	99.5 107.4	100.6 107.4	100.6 107.4	108.68 9,527	100.6 107.4	100.6 107.4	9,513	99.9
我 孫 子 第 4	199.58 18,240	185.04 17,900	164.03 14,609	82.2 80.1	88.6 81.6	88.6 81.6	164.03 14,609	88.6 81.6	88.6 81.6	14,609	100.0
我 孫 子 第 5	188.40 8,850	150.28 8,550	128.35 11,094	68.1 125.4	128.8 129.8	85.4 129.8	127.15 10,989	84.6 128.5	84.6 128.5	10,839	98.6
我 孫 子 第 6	59.70 210	0.00 0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0	0.0
我 孫 子 第 7	149.50 14,020	144.00 13,950	144.00 11,607	96.3 82.8	100.0 83.2	100.0 83.2	144.00 11,607	100.0 83.2	100.0 83.2	11,607	100.0
我 孫 子 第 8 - 1	68.60 720	0.00 0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0	0.0
我 孫 子 第 8 - 2	65.30 2,880	58.30 2,870	55.80 4,529	85.5 157.8	85.7 157.8	95.7 157.8	55.80 4,529	95.7 157.8	95.7 157.8	4,529	100.0
我 孫 子 第 9 - 1	66.80 3,790	49.21 3,780	51.95 2,195	77.8 57.9	105.6 58.1	105.6 58.1	51.95 2,195	105.6 58.1	105.6 58.1	2,176	99.1
我 孫 子 第 9 - 2	49.60 3,350	33.31 3,340	30.74 2,199	62.0 65.0	92.3 65.8	92.3 65.8	30.74 2,199	92.3 65.8	92.3 65.8	2,183	99.3
我 孫 子 第 10	131.10 6,670	104.00 6,300	101.67 4,775	77.6 71.0	97.8 75.8	97.8 75.8	101.67 4,775	97.8 75.8	97.8 75.8	4,751	99.5
我 孫 子 北部 第 1	55.60 3,000	22.40 2,690	21.34 2,278	38.4 75.9	95.3 84.7	95.3 84.7	21.34 2,278	95.3 84.7	95.3 84.7	2,273	99.8
我 孫 子 北部 第 2	277.30 21,220	167.22 19,560	144.06 22,081	52.0 104.1	86.1 112.9	86.1 112.9	141.88 22,081	84.8 112.9	84.8 112.9	22,074	100.0
我 孫 子 北部 第 3	60.10 1,350	23.00 880	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0	0.0
我 孫 子 北部 第 4	195.52 9,560	181.30 9,350	146.79 8,523	75.1 89.2	81.0 91.2	81.0 91.2	146.79 8,523	81.0 91.2	81.0 91.2	8,504	99.8
我 孫 子 北部 第 5	57.80 1,100	34.00 1,080	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0	0.0
我 孫 子 北部 第 6	57.50 3,410	50.50 3,390	34.15 2,514	59.4 73.7	67.6 74.2	67.6 74.2	34.15 2,514	67.6 74.2	67.6 74.2	2,257	89.8
我 孫 子 北部 第 7	66.80 3,340	50.18 2,870	33.64 1,433	50.4 42.9	67.0 49.9	64.1 49.9	32.17 1,363	64.1 47.5	64.1 47.5	886	65.0
我 孫 子 北部 第 8	67.40 1,480	5.80 480	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0	0.0
我 孫 子 北部 第 9	143.40 5,400	89.95 4,810	12.64 1,218	8.8 22.6	14.1 25.3	14.1 25.3	12.64 1,218	14.1 25.3	14.1 25.3	1,206	99.0
我 孫 子 北部 第 10	109.80 5,970	75.50 5,200	66.96 3,342	61.0 56.0	88.7 64.3	88.7 64.3	66.96 3,342	88.7 64.3	88.7 64.3	3,331	99.7
合 計	2,334.00 133,700	1,653.54 126,000	1,348.39 111,945	57.8 85.3	81.5 85.3	81.5 85.3	1,343.52 111,770	81.3 85.2	81.3 85.2	110,751	99.1

## 2. 年度別整備状況

(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口

整備面積

(単位：ha)

流域	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	全体計画面積	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00
域	下水道法事業計画面積	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54
	公共下水道①	1,315.40	1,318.20	1,325.30	1,331.40	1,334.87
関	特定環境保全 公共下水道②	13.52	13.52	13.52	13.52	13.52
	合計(①+②)	1,328.92	1,331.72	1,338.82	1,344.92	1,348.39
連	全体計画に対する 整備率(%)	56.9	57.1	57.4	57.6	57.8
	下水道法事業計画 に対する整備率(%)	80.4	80.5	81.0	81.3	81.5

整備人口

(単位：人)

流域	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	公共下水道	111,317	110,924	110,752	110,868	111,501
関	特定環境保全 公共下水道	460	452	440	433	444
	合計	111,777	111,376	111,192	111,301	111,945

処理面積

(単位：ha)

流域	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	公共下水道	1,300.77	1,316.78	1,318.27	1,327.14	1,330.02
関	特定環境保全 公共下水道	13.52	13.52	13.52	13.52	13.52
	合計	1,314.29	1,330.30	1,331.79	1,340.66	1,343.54

処理人口

(単位：人)

流域	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	住民基本台帳人口	132,002	131,559	131,147	130,959	131,262
域	公共下水道③	111,207	110,861	110,635	110,722	111,326
	特定環境保全 公共下水道④	460	452	440	433	444
関	合計(③+④)	111,667	111,313	111,075	111,155	111,770
	普及率(%)	84.6	84.6	84.7	84.9	85.2

水洗化人口

(単位：人)

流域	年度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	公共下水道	110,064	109,823	109,823	109,835	110,357
域	特定環境保全 公共下水道	399	394	385	381	394
	合計	110,463	110,217	110,208	110,216	110,751
関	水洗化率(%)	98.9	99.0	99.2	99.2	99.1

※外国人を含む。

(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	整備面積	736.68	737.56	738.20	745.35	747.39
	自然流域内面積に対する整備率(%)	62.9	63.0	63.0	63.7	63.8

整備人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	自然流域内人口	65,164	64,546	64,343	61,119	61,260
	整備人口	56,990	56,888	56,721	57,033	57,404
	整備率(%)	87.5	88.1	88.2	93.3	93.7

処理面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	処理面積	736.68	737.56	738.20	745.35	747.39
	整備率(%)	62.9	63.0	63.0	63.7	63.8

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	自然流域内人口	65,164	64,546	64,343	61,119	61,260
	処理人口	56,990	56,888	56,721	57,033	57,404
	水洗化人口	56,430	56,541	56,508	56,650	56,969
	普及率(%)	87.5	88.1	88.2	93.3	93.7
	水洗化率(%)	99.0	99.4	99.6	99.3	99.2

※全体計画2,334haのうち、1,171haが手賀沼側の自然流域内面積である。

※外国人を含む。

(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

指 定 湖 沼 地 域	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	指 定 地 域 内 面 積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	整 備 面 積	509.46	509.60	509.60	516.51	517.34
	指 定 地 域 内 面 積 に 対 する 整 備 率 (%)	61.0	61.0	61.0	61.9	62.0

整備人口

(単位：人)

指 定 湖 沼 地 域	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	指 定 地 域 内 人 口	47,624	47,464	47,423	47,031	46,902
	整 備 人 口	44,105	44,300	44,173	44,591	44,888
	整 備 率 (%)	92.6	93.3	93.1	94.8	95.7

処理面積

(単位：ha)

指 定 湖 沼 地 域	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	指 定 地 域 内 面 積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	処 理 面 積	509.46	509.60	509.60	516.51	517.34
	整 備 率 (%)	61.0	61.0	61.0	61.9	62.0

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

指 定 湖 沼 地 域	年 度	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
	指 定 地 域 内 人 口	47,624	47,464	47,423	47,031	46,902
	処 理 人 口	44,105	44,300	44,173	44,591	44,888
	水 洗 化 人 口	44,068	44,288	44,162	44,541	44,814
	普 及 率 (%)	92.6	93.3	93.1	94.8	95.7
	水 洗 化 率 (%)	99.9	100.0	100.0	99.9	99.8

※全体計画2,334haのうち、835haが指定地域内面積である。

※外国人を含む。

(4) 特定環境保全公共下水道整備状況

	面積 (h a)	計画人口 (人)
都市計画決定	36	-
下水道法事業計画	13.52	600

事業費

(単位：百万円)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
補助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

整備面積

(単位：ha)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	3.74	3.74	3.74	3.74	3.74
計	13.52	13.52	13.52	13.52	13.52

整備人口

(単位：人)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
計	460	452	440	433	444

処理面積

(単位：ha)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	3.74	3.74	3.74	3.74	3.74
計	13.52	13.52	13.52	13.52	13.52

処理人口

(単位：人)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
計	460	452	440	433	444

水洗化人口

(単位：人)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
計	399	394	385	381	394

管渠延長

(単位：m)

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
我孫子第9-1処理分区	2,954.99	2,954.99	2,954.99	2,954.99	2,954.99
我孫子第9-2処理分区	1,326.74	1,326.74	1,326.74	1,326.74	1,326.74
計	4,281.73	4,281.73	4,281.73	4,281.73	4,281.73

※外国人を含む。

### 3. 年度別事業費

(単位：千円)

	補助	起債	計	汚水	雨水	計	管渠	ポンプ場 (用地)	計	うち緊特分
S47年度	12,500		12,500	12,500		12,500		12,500	12,500	
S48年度	25,000		25,000		25,000	25,000	25,000		25,000	
S49年度	50,000		50,000		50,000	50,000	50,000		50,000	
S50年度	50,000	20,000	70,000	20,000	50,000	70,000	70,000		70,000	
S51年度	55,000	20,000	75,000	20,000	55,000	75,000	75,000		75,000	
S52年度	80,000	50,000	130,000	58,000	72,000	130,000	130,000		130,000	
S53年度	125,000	100,000	225,000	152,000	73,000	225,000	225,000		225,000	
S54年度	150,000	180,000	330,000	220,000	110,000	330,000	330,000		330,000	
S55年度	235,000	320,000	555,000	431,000	124,000	555,000	555,000		555,000	
S56年度	220,000	277,500	497,500	365,500	132,000	497,500	497,500		497,500	
S57年度	360,000	218,100	578,100	398,100	180,000	578,100	578,100		578,100	
S58年度	325,500	320,000	645,500	645,500		645,500	645,500		645,500	
S59年度	290,000	296,400	586,400	586,400		586,400	586,400		586,400	
S60年度	430,000	370,000	800,000	776,000	24,000	800,000	800,000		800,000	
S61年度	554,000	350,000	904,000	904,000		904,000	904,000		904,000	
S62年度	402,000	632,000	1,034,000	1,034,000		1,034,000	934,000	100,000	1,034,000	
S63年度	535,000	622,000	1,157,000	1,157,000		1,157,000	877,100	279,900	1,157,000	
H1年度	584,000	588,000	1,172,000	1,172,000		1,172,000	1,090,000	82,000	1,172,000	
H2年度	580,000	500,000	1,080,000	1,080,000		1,080,000	920,000	160,000	1,080,000	
H3年度	710,000	470,000	1,180,000	1,180,000		1,180,000	1,180,000		1,180,000	
H4年度	710,000	400,000	1,110,000	1,110,000		1,110,000	1,110,000		1,110,000	
H5年度	400,000	418,000	818,000	818,000		818,000	818,000		818,000	
H6年度	120,000	410,000	530,000	530,000		530,000	530,000		530,000	
H7年度	370,000	370,000	740,000	740,000		740,000	740,000		740,000	
H8年度	370,000	540,000	910,000	910,000		910,000	910,000		910,000	40,000
H9年度	420,000	530,000	950,000	950,000		950,000	950,000		950,000	90,000
H10年度	486,000	500,000	986,000	986,000		986,000	986,000		986,000	97,000
H11年度	460,000	500,000	960,000	960,000		960,000	960,000		960,000	110,000
H12年度	466,000	400,000	866,000	866,000		866,000	866,000		866,000	69,000
H13年度	433,000	300,000	733,000	733,000		733,000	733,000		733,000	
H14年度	336,000	270,000	606,000	606,000		606,000	606,000		606,000	
H15年度	170,000	219,000	389,000	330,000	59,000	389,000	389,000		389,000	
H16年度	138,000	254,700	392,700	392,700		392,700	392,700		392,700	
H17年度	193,200	157,100	350,300	350,300		350,300	350,300		350,300	
H18年度	110,000	192,300	302,300	302,300		302,300	302,300		302,300	
H19年度	66,000	112,200	178,200	178,200		178,200	178,200		178,200	
H20年度	100,000	92,000	192,000	192,000		192,000	192,000		192,000	



(単位：千円)

	補助	起債	計	汚水	雨水	計	管渠	ポンプ場	計	うち緊特分
H21年度	203,000	52,600	255,600	255,600		255,600	255,600		255,600	
H22年度	192,000	60,000	252,000	172,000	80,000	252,000	178,000	(布佐) 74,000	252,000	
H23年度	530,100	0	530,100	140,800	389,300	530,100	154,800	(布佐) 375,300	530,100	
H24年度	825,200	0	825,200	299,200	526,000	825,200	494,200	(布佐) 331,000	825,200	
H25年度	884,600	0	884,600	306,080	578,520	884,600	458,800	(布佐) 425,800	884,600	
H26年度	993,760	0	993,760	235,780	757,980	993,760	342,560	(布佐) 651,200	993,760	
H27年度	906,200	0	906,200	302,200	604,000	906,200	906,200		906,200	
H28年度	674,250	0	674,250	258,000	416,250	674,250	674,250		674,250	
H29年度	571,000	53,820	624,820	146,800	478,020	624,820	624,820		624,820	
H30年度	421,380	244,950	666,330	103,700	562,630	666,330	666,330		666,330	
R1年度	300,300	26,480	326,780	82,140	244,640	326,780	326,780		326,780	
R2年度	299,197	165,353	464,550	168,624	295,926	464,550	464,550		464,550	
R3年度	623,326	189,275	812,601	135,307	677,294	812,601	812,601		812,601	
R4年度	619,605	146,685	766,290	244,695	521,595	766,290	812,601		812,601	
R5年度	667,481	179,109	846,590	473,021	373,569	846,590	846,590		846,590	
合計	19,832,599	12,117,572	31,950,171	24,490,447	7,459,724	31,950,171	29,504,782	2,491,700	31,996,482	406,000

#### 4. 排水基準項目

分析項目		単位	排水基準	備考
法令項目	水温	℃	45 未満	
	水素イオン濃度 (PH)	—	5を超え9未満 (5.8を超え8.6未満)	水素指数
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	600 未満	
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	600 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱物油	mg/ℓ	5 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油	mg/ℓ	30 以下	
	沃素消費量	mg/ℓ	200 未満	
	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01 以下	
	シアン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	有機リン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1 以下	
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05 以下	
	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.05 以下	
	全水銀及びそのアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 以下	
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2 以下	
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02 以下	
	チウラム	mg/ℓ	0.06 以下	
	シマジン	mg/ℓ	0.03 以下	
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2 以下	
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1 以下	
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10 以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8 以下	
	フェノール類	mg/ℓ	0.5 以下	
	銅及びその化合物	mg/ℓ	1 以下	
	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2 以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5 以下	
	クロム及びその化合物	mg/ℓ	1 以下	
	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/ℓ	380 未満	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10 pg-TEQ/ℓ以下		

## 5. 特定施設一覧

事業場名	業種	所在地	日平均排水量 ( $m^3$ /日)	使用開始 年月日	備 考
三愛リテールサービス(株) OS北柏	ガソリンスタンド	根戸新田72-1	5.5	H7.6.28	
レストラン宝島	飲食業	台田3-1-40	5.0	H6.2.20	
ジョリーバスタ我孫子店	飲食業	台田4-1-38	3.0	H12.10.17	
スタジオd i g	写真現像焼付業	湖北台8-18-10	0.5	S61.9.30	
我孫子市水道局 湖北台浄水場	水道施設	湖北台9-3-6	30.0	H7.9.27	
飯塚歯科医院	歯科医院	湖北台6-10-5	0.5	S63.11.4	
レストラン・バーミヤン	飲食業	湖北台8-7-14	17.5	H8.12.6	
㈱ 大京フーズ	飲食業	湖北台1-18-23	19.5	H12.3.14	
我孫子市休日診療所	診療所	湖北台1-12-17	0.1	H12.2.1	
つくばね会	社会福祉法人	都部新田字芝原下37-2	1.6	H16.4.1	
我孫子市立湖北台西小学校	給食施設	湖北台8-17-1	45.0	S58.10.25	
我孫子市立湖北台東小学校	給食施設	湖北台4-3-1	45.0	S63.7.4	
我孫子市立湖北台中学校	給食施設	湖北台6-9-1	40.0	S63.8.1	
ゆきさき歯科	歯科医院	柴崎台5-5-7	0.6	H11.9.30	
我孫子聖仁会病院	病院	柴崎1300	90.0	H18.9.23	
老人ホーム れんげの里	福祉施設	柴崎台4-13-13	20.0	H20.5.1	
日本電気株式会社我孫子事業所	電気機器	日の出1131	0.1	R2.1.27	
イルヤ歯科クリニック	歯科医院	柴崎台2-11-13	1.5	H11.7.8	
コピアン	飲食業	本町2-2793-1	1.5	H15.5.22	
葵の園 あびこ	福祉施設	柴崎137-1	30.0	H19.2.26	
(財)電力中央研究所 我孫子研究所	研究所	我孫子1646	150.0	H13.1.16	
小林歯科	歯科医院	つくし野1-1-22	0.5	H1.5.18	
高橋歯科クリニック	歯科医院	並木7-3-32	0.5	H9.4.12	
アピコ外科整形外科病院	病院	我孫子4-22-22	13.0	H11.9.5	
夢庵 我孫子北店	飲食業	我孫子4-38-23	6.6	H11.12.25	
山新豆腐店	豆腐製造業	布佐1-7-14	3.0	S62.1.19	
ビジネス旅館 布佐	旅館業	布佐2280-1	1.8	S61.4.14	
やまつね食品㈱	みそ製造	都12-21	7.0	S63.10.17	
七重屋クリーニング	洗濯業	布佐3070	2.0	H6.12.1	
我孫子市立布佐小学校	給食施設	布佐1217	40.0	H4.6.20	
我孫子市立布佐中学校	給食施設	布佐1301	40.0	H9.3.28	
グループホームじょんから	福祉施設	布佐字下町3078-9	1.2	H16.8.13	
平和台歯科	歯科医院	布佐2212-1	1.0	S63.5.1	
特別養護老人ホーム アコモード	社会福祉施設	布佐1559-2	25.0	H8.10.12	
布佐聖仁会クリニック(株) めいと我孫子布佐	社会福祉施設	布佐2195	23.0	H19.1.15	
我孫子市立布佐南小学校	給食施設	布佐平和台5-1-1	19.0	S58.4.1	
斉藤クリーニング	洗濯業	東我孫子2-34-15	0.5	S60.10.4	
クリーニングロイヤル白洋舎	洗濯業	東我孫子1-4-14	1.0	S63.2.28	
東我孫子歯科医院	歯科医院	天王台3-1-13	0.5	H4.9.9	
しばさき歯科医院	歯科医院	柴崎台1-7-3	0.5	H4.6.12	
我孫子郵便局	郵便局	天王台6-8-15	7.3	S63.2.28	
我孫子市立我孫子中学校	給食施設	高野山537	45.0	H2.2.13	
富樹旅館	旅館業	寿2-22-19	0.2	H2.1.9	
夢庵 我孫子若松店	飲食業	寿2-24-9	26.0	H5.8.10	

事業場名	業種	所在地	日平均排水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	使用開始 年月日	備 考
我孫子東邦病院	病院	我孫子1851	60.0		
千葉トヨタ自動車販売(株) 我孫子店	自動車販売	若松163-1	0.5	S61.5.19	
ネットトヨタ千葉(株)	自動車販売	若松163-13	1.6	S61.5.19	
千都日産(株)	自動車販売	若松94-2	0.8	H2.1.19	
エルム歯科	歯科医院	天王台4-5-63	1.9	H7.9.12	
我孫子市立高野山小学校	給食施設	高野山198	45.0	H1.2.12	
名戸ヶ谷あびこ病院	病院	我孫子1851	33.0	H24.10.20	
ミヨダクリーニング	洗濯業	寿1-4-13	0.3	S58.3.2	
ENEOS Dr. driveセルフあびこ 店	ガソリンスタンド	緑2-11-54	5.5	H9.10.20	
鈴木豆腐店	豆腐製造業	寿1-12-8	2.0	H2.11.1	
大正煎餅	米菓製造	緑1-10-11	1.0	S60.11.7	
我孫子市立第一小学校	給食施設	寿1-22	40.0	S58.10.25	
和田ビニール加工	合成樹脂加工業	寿2-1-12	0.6	H1.10.18	
サンドラッグ我孫子店	スーパー	緑1-9-25	10.0	S63.11.17	
サイゼリア我孫子店	飲食業	我孫子新田10-9	9.0	H12.10.13	
石橋生絲(株) (イトーヨーカ堂)	スーパー	本町3-2	60.0	H2.4.16	
我孫子市立第四小学校	給食施設	白山3-2	55.0	S61.5.14	
我孫子市立白山中学校	給食施設	白山3-7-3	45.0	H2.10.25	
我孫子市立根戸小学校	給食施設	つくし野4-17-1	24.0	S61.7.18	
我孫子市立久寺家中学校	給食施設	つくし野171	23.0	S61.11.25	
(株)トヨタレンタリース千 葉 我孫子駅前店	自動式車両洗淨施 設	本町2-7-21	1.5	R5.1.20	

## 6. 下水道使用料早見表（1カ月）

（単位：円）

水量	下水道使用料		
	本体金額	消費税	計
～10 m <sup>3</sup>	990	99	1,089
11 m <sup>3</sup>	1,114	111	1,225
12 m <sup>3</sup>	1,238	123	1,361
13 m <sup>3</sup>	1,362	136	1,498
14 m <sup>3</sup>	1,486	148	1,634
15 m <sup>3</sup>	1,610	161	1,771
16 m <sup>3</sup>	1,734	173	1,907
17 m <sup>3</sup>	1,858	185	2,043
18 m <sup>3</sup>	1,982	198	2,180
19 m <sup>3</sup>	2,106	210	2,316
20 m <sup>3</sup>	2,230	223	2,453
21 m <sup>3</sup>	2,361	236	2,597
22 m <sup>3</sup>	2,492	249	2,741
23 m <sup>3</sup>	2,623	262	2,885
24 m <sup>3</sup>	2,754	275	3,029
25 m <sup>3</sup>	2,885	288	3,173
26 m <sup>3</sup>	3,016	301	3,317
27 m <sup>3</sup>	3,147	314	3,461
28 m <sup>3</sup>	3,278	327	3,605
29 m <sup>3</sup>	3,409	340	3,749
30 m <sup>3</sup>	3,540	354	3,894
31 m <sup>3</sup>	3,691	369	4,060
32 m <sup>3</sup>	3,842	384	4,226
33 m <sup>3</sup>	3,993	399	4,392
34 m <sup>3</sup>	4,144	414	4,558
35 m <sup>3</sup>	4,295	429	4,724
36 m <sup>3</sup>	4,446	444	4,890
37 m <sup>3</sup>	4,597	459	5,056
38 m <sup>3</sup>	4,748	474	5,222
39 m <sup>3</sup>	4,899	489	5,388
40 m <sup>3</sup>	5,050	505	5,555

水量	下水道使用料		
	本体金額	消費税	計
41 m <sup>3</sup>	5,242	524	5,766
42 m <sup>3</sup>	5,434	543	5,977
43 m <sup>3</sup>	5,626	562	6,188
44 m <sup>3</sup>	5,818	581	6,399
45 m <sup>3</sup>	6,010	601	6,611
46 m <sup>3</sup>	6,202	620	6,822
47 m <sup>3</sup>	6,394	639	7,033
48 m <sup>3</sup>	6,586	658	7,244
49 m <sup>3</sup>	6,778	677	7,455
50 m <sup>3</sup>	6,970	697	7,667
51 m <sup>3</sup>	7,231	723	7,954
52 m <sup>3</sup>	7,492	749	8,241
53 m <sup>3</sup>	7,753	775	8,528
54 m <sup>3</sup>	8,014	801	8,815
55 m <sup>3</sup>	8,275	827	9,102
56 m <sup>3</sup>	8,536	853	9,389
57 m <sup>3</sup>	8,797	879	9,676
58 m <sup>3</sup>	9,058	905	9,963
59 m <sup>3</sup>	9,319	931	10,250
60 m <sup>3</sup>	9,580	958	10,538
61 m <sup>3</sup>	9,841	984	10,825
62 m <sup>3</sup>	10,102	1,010	11,112
63 m <sup>3</sup>	10,363	1,036	11,399
64 m <sup>3</sup>	10,624	1,062	11,686
65 m <sup>3</sup>	10,885	1,088	11,973
70 m <sup>3</sup>	12,190	1,219	13,409
75 m <sup>3</sup>	13,495	1,349	14,844
80 m <sup>3</sup>	14,800	1,480	16,280
85 m <sup>3</sup>	16,105	1,610	17,715
90 m <sup>3</sup>	17,410	1,741	19,151
95 m <sup>3</sup>	18,715	1,871	20,586
100 m <sup>3</sup>	20,020	2,002	22,022



# 用語





## ア行

### SS（浮遊物質量）

水質の濁りに関する指標で、水に溶けずに残った、直径が2mm以下の粒子の量。  
単位は、mg/lで表示する。

### 暗 渠

地下に埋設された、あるいは地表にあってもふたをした水路。

## カ行

### 供用開始区域

下水道の整備が完了し、汚水を下水道に流すことができる区域で、下水道法第9条に基づき公示される。

### 下水道処理人口普及率

行政人口に対する供用開始区域内の人口の割合。

### 下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。

### 下水道法事業計画

全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置を定める計画であり、下水道施設を設置しようとするときは、これを定める必要がある。

### 公害対策基本法

事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とする法律。

### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

### 合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式。

### 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

### コミュニティ・プラント

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市が定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、管渠によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地等で下水道の代替施設となる。

## サ行

### 最終沈殿池

エアレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

### 最初沈殿池

微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

### 市街化区域

都市計画法に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める区域で、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めた区域で、市街化を抑制すべき区域のこと。

### 処理人口

供用開始区域内の人口。

### 除害施設

公共下水道施設及び機能に対する障害を除去するため、公共下水道を使用する者に対して設置させることが出来る前処理施設。

### 水洗化人口

公共下水道（汚水）に接続している人口。

### 水洗化率

供用開始区域内で公共下水道（汚水）に接続している人口の割合。

### 整備人口

公共下水道（汚水）工事が完了している区域の人口。

### 全体計画

市総合計画に定められた目標等に基づき、概ね20～30年後の将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。

### 粗度係数

管内を流れる汚水と接地面の抵抗量を示した数値であり、粗度係数が小さいほど流速は早くなり、粗度係数が大きいほど流速は遅くなる。

## 夕行

### 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域に設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水質を保全するために施行されるもの、または、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び、処理対象人口が概ね1000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。

### 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。

### 特定施設

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設で、下水道法では次の2種類を指定している。

#### 1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められている。

#### 2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められている。

### 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市の中心市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通などの状況を勘案して、一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域。我孫子市は全域が「我孫子市都市計画区域」に指定されている。

### 都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定める。

### 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

### 都市計画法事業認可

都市計画法による千葉県知事の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画に基づく事業に対し与えられる。

## 八行

### BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚濁指標の一つで、微生物が水中の有機物を分解するときに使う酸素の量。この値が大きいほど、汚れがひどいことになる。単位はmg/lで表示する。

### 分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。

我孫子市下水道事業年報 令和5年度版

令和7年1月発行

---

発行 我孫子市建設部下水道課

編集 下水道課 経営係

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1111(代表)

---